登米市地域福祉活動計画

社会福祉法人登米市社会福祉協議会

登 米 市 地 域 福 祉 活 動 計 画
目　　次

第１章　総論

１　登米市の人口と世帯数 ……………………………… １

２　地域福祉活動計画とは……………………………… １

３　前期計画の評価・見直し及び後期計画の策定………… ２

第２章　基本理念と基本目標

１　計画の基本理念と基本目標 ………………………… ３

第３章　基本目標による実施計画

１　地域に根ざした福祉活動の充実

（１）住民が主体的に活動するまちづくりの推進 ………… ４

（２）福祉を支える人･組織の育成 ……………………… ７

（３）福祉教育の推進 …………………………………１１

（４）自立した生活支援のための体制づくり ……………１５

２　利用者本位の福祉サービスの充実

（１）高齢者福祉の充実 ………………………………１８

（２）子育て支援の充実 ………………………………２２

（３）障害者福祉の充実 ………………………………２４

３　総合支援体制の充実

（１）総合相談支援の充実と強化 ………………………２７

（２）生活福祉を向上させる支援と善意の保管･運用 ……３０

《 参考資料１ 》　登米市社会福祉協議会強化発展計画 ……３２

《 参考資料２ 》　登米市社会福祉協議会財政計画 ………６３

《 参考資料３ 》　語句説明（五十音順索引） ……………７１

登米市地域福祉活動計画（後期計画）

※本文中_（ｱﾝﾀﾞｰﾗｲﾝ）が付されている語句は
巻末に説明を掲載してあります。

第１章　総論

１　登米市の人口と世帯数

平成２２年国勢調査では世帯数が２５，００２世帯、人口で８３，９６９人、平成１７年国勢調査と比較すると世帯数は横ばい状態ですが、人口で６％減となっており、１世帯当たりの家族数は、減少傾向にあります。

また、平成２２年国勢調査の生産年齢人口は５９．１％(平成１７年 66.8%)、年少人口１２．５％(平成１７年 15.0%)で、高齢化率は、２８．３％(平成１７年 25.2%)で、平成１２年と平成１７年では国勢調査との比較の数値がさらに拡大し、核家族化・少子高齢社会が進んでいる状況です。

登米市年齢別３階層人口区分の推移　（単位：人口 - 人、割合 - %）

年度	総人口	生産年齢人口 (15 歳～64 歳)	年少人口 (0 歳～14 歳)	高齢者人口 (65 歳以上)	高齢化率（%）
12	93,769	56,098	14,023	23,648	25.2
17	89,316	52,937	11,797	24,582	27.5
22	83,969	49,569	10,530	23,762	28.3

資料：登米市国勢調査

２　地域福祉活動計画とは

平成１２年の社会福祉基礎構造改革により、社会福祉事業法が社会福祉法に改正されましたが、その第４条に法律上はじめて「地域福祉」という言葉が用いられ、第１０７条では市町村は地域福祉計画を策定することと定めています。また、市町村社会福祉協議会に対しては、住民参加による地域福祉活動計画の策定が望まれています。

しかし、平成２４年３月末現在での地域福祉計画は、全国の市町村は約７０％、宮城県内では約４０％の策定率となっています。また、地域福祉活動計画については、全国の市町村で約５０％、宮城県内は約４０％の策定率で、大震災の影響もありますが、宮城県は両計画とも策定率については全国的にみて低い数値になっています。

登米市においては、平成２０年度に登米市地域福祉計画(計画期間：平成２０年度から平成２７年度)を策定しました。また、登米市地域福祉活動計画については、地域福祉の中核である社会福祉法人登米市社会福祉協議会（以下「登米市社協」という。）が、平成２１年度から平成２４年度までを前期計画として策定し、後期計画は、前期計画の見直しののち策定することとしていました。

地域福祉活動計画は、増大する福祉ニーズに対し、行政と民間が一体となり、地域住民が安心した生活を送るために計画されるもので、各種機関及び団体との連携・協力のもとに地域住民の自発的な福祉活動を促進し、基盤強化を図りながら登米市の地域福祉を着実に推進するためのものです。

３　前期計画の評価・見直し及び後期計画の策定

前期計画の評価・見直し及び後期計画の策定に当たっては、本会の役員・委員は、行政はじめ、市民を代表する方々で構成されていますので、改めて、後期計画策定委員会を設置せず、事務レベルで検討した素案を各地区委員会等で協議し、理事会・評議員会において決定しました。

なお、後期計画期間中にモニタリング等を随時行うとともに、各種委員会等の意見を聴取し、必要に応じ計画のローリング又は計画変更はできるものとします。

（１）　前期計画の実施状況評価

後期計画の策定にあたっては、前期計画の具体的取り組みの達成度を次のとおりＡ、Ｂ、Ｃ、Ｄ、Ｅで評価し、これからの取り組みと新たな事業の掘り起こしに反映させることにしました。

＊達成度	Ａ：達　　成	計画に従い実施し、その目標が達成された。
	Ｂ：概ね達成	計画に従い実施し、その目標がほぼ達成された。
	Ｃ：継　　続	計画に従い実施したが継続的な実施が必要である。
	Ｄ：未 達 成	計画に従い実施したがその成果が表れなかった。
	Ｅ：未 実 施	計画に従った実施ができなかった。

（２）　後期計画の意義

後期計画の策定にあたっては、次の前期計画の策定意義を再確認しながら、地域福祉活動の基盤強化を図る意味でも、登米市社協の強化発展計画（後期計画）も併せて策定いたしました。

①計画づくりをとおして、地域住民や地域福祉推進の関係者が地域の福祉課題について共通認識をもつと共に、地域福祉活動の目標について合意形成を図ることにより、お互いの役割分担や協力して行う活動が明らかになります。

②計画づくりをとおして、地域住民や地域福祉推進の関係者が社会福祉協議会活動への理解を深め、協力が円滑になり、活動基盤の強化に繋がります。

③長期計画を策定することにより地域福祉活動が継続的・体系的に進められ、住民参加や関係機関団体等との連携が取りやすくなります。

④民間(住民)の地域福祉活動の展開が明らかになることにより、行政計画との連携が容易になります。

⑤基本理念を基に活動指針に沿った地域福祉活動を展開することにより、諸問題に対応する対策等が計画的に進められることが可能となり、行政・住民の協力がより得られやすくなります。

⑥民間(住民)主体による多様な地域福祉活動が展開されることで、多面的な福祉サービスの提供が可能となり、福祉の総合化が図られます。

⑦地域福祉推進の実施主体として、又、住民主体による住民参加のまちづくりや地域の福祉ニーズに基づく先駆的な取り組みなど、社協の役割がますます期待される中、その体制の充実強化が急務と言えます。

住民会員制度として会費の協力理解の拡充による財政基盤の強化や役員体制のあり方、住民に信頼され理解される各種事業の推進等その基盤強化を図りつつ、登米市行政との綿密な連携と登米市地域福祉計画との整合性を踏まえ、民間福祉活動の中核として役割を果たしていくため登米市社協の組織の整備と強化を図ります。

（３）　計画期間

後期計画期間は、平成２５年度から平成２８年度までの４年間とします。

なお、後期計画期間中にモニタリング等を随時行うとともに、各種委員会等の意見を聴取し、必要に応じ計画のローリング又は計画変更ができるものとします。

福祉のつどい・社会福祉大会

第２章　基本理念と基本目標

１　計画の基本理念と基本目標

前期計画に掲げた基本理念・基本目標は、後期計画も継承します。

（１）基本理念

『一人ひとりの力を合わせ、みんなの幸せのために』

～共に支え合い誰もが安心して暮らせるまちづくり～

（２）基本目標

①地域に根ざした福祉活動の充実　　～ 住民参加と協働による ～
②利用者本位の福祉サービスの充実　～ 住民生活を守り育てる ～
③総合支援体制の充実　　～ 安心安全な日常生活確保のために ～

第３章　基本目標による実施計画

１　地域に根ざした福祉活動の充実

（１）住民が主体的に活動するまちづくりの推進

≪見直し時の現状≫

地域の生活課題や発見したニーズを潜在化させず、解決に向けた仕組みづくりに向けて、安心・安全なまちづくりの基盤強化を継続的に進めています。この地域にあった、昔ながらの互助の習慣（契約講など）が、今日の社会情勢や生活環境の変化に伴い徐々に薄れてきたことや、各地域でこれまで培われてきた風土・土壌にも温度差があり、事業の統一には難点もあります。実際に小地域ネットワーク活動の推進に当たっては、その進捗状況に地域格差があるため、その地域の状況を汲み取った仕組みづくりが必要です。

しかし、平成２３年３月に発生した東日本大震災を経験したことにより、住民自身、地域の繋がりの重要性を再認識し、地域内での連携意識をもった防災に対する主体的活動が広がっています。

≪課題≫

地域で起きている生活課題を把握するために必要な地域住民や民生委員及び行政区長等との関わりや話し合いが少なかったり、地域の代表として意見聴取する場である地区委員会等の機能が十分に果たせてこなかったという反省点があります。

また、地域福祉の推進やコミュニティづくり、又は防災活動等についてそれに関わる住民は大部分が同じ人であったり、各分野が縦割り的に地域参加を求めていたことも反省点としてあげられます。

それらの改善には、各分野の関係機関等が連携し、縦割りだけではなく横の繋がりをもった地域づくりを目指していく必要があります。

≪推進目標≫

公的な福祉サービスや行政による施策だけでは、福祉問題の解決はできません。まずは、自助・公助・共助の仕組みを全ての人が理解し、身近な地域（行政区や班単位）で起きている生活課題を自らが気づく環境を整え、住民意識調査等を通じ十分に把握することから始めます。

また、地域住民、ボランティア、行政や関係機関・団体との連携を強化し、住民が主体的に活動し、各地域の特徴を活かした特色ある福祉活動の展開を推進できるような土壌づくりを進めます。

≪具体的取り組み≫

実施項目：　①地区委員会の開催

達成度	C

反省と課題	後期計画の取り組み
これまで地区委員会の協議内容は、事業報告や決算、中間監査報告や後期事業、事業計画や予算の説明に終わっていました。地区委員会は、身近な地域における福祉課題を発見し、予防から見守りといった地域における課題解決の仕組みの要としての役割を果たしていく必要があります。	地域の生活課題の発見及び解決に向けた方策について協議する場に改め、その地域で真に望まれる福祉サービスの開発に繋がるよう、課題解決に向けた議論の活性化を図ります。

実施項目：　②小地域ネットワーク活動の推進	達成度	C

反省と課題	後期計画の取り組み
ネット数が増えない状況にありますが、原因の一つとしてPR不足が考えられます。 また、地域により近隣間の繋がりや関わり方が異なっており、マニュアルどおり進められない点もあります。 普及のためには、市内の各行政区に出向き、説明会を開催したり、広報等で地域に周知を図っていく必要があります。 ネットワーク構築後も要援護者の生活環境等の変化に対応するために、住民や関係機関との連携を常に図ることが必要です。	地域住民及び関係機関・団体に対するPRを強化し、事業推進にあたってはマニュアルの見直しを行い、全ての地域にあった活動を進めます。 住民が身近な課題として捉えられるよう事業内容の周知を図るとともに、継続的に情報交換する場を設け、様々な問題を協議し、充実した活動に繋げます。

【小地域ネットワーク活動実施状況】　（H25年3月現在）

年　　度	２１年度	２２年度	２３年度	２４年度
新規ネット数	１６	３４	２６	１６
ネット総数	４７	８１	９２	９４
活動中止	０	０	１５	１４
地　区　数	２４	３９	４２	４４

実施項目：　③住民ニーズの把握

達成度	D

反省と課題	後期計画の取り組み
住民ニーズの把握のため、地域福祉懇談会や住民意識調査等の実施を前期計画に掲げましたが、ほとんど実施することができませんでした。 会議や研修会、既存の団体やグループが集まる機会にあわせて、ニーズの掘り起こしや様々な意見の聴取を行っていますが、独自の調査・研究活動は不十分でした。	懇談会や意識調査の実施は、住民のニーズの把握だけでなく、福祉活動や社協の PR にも繋がることであり、行政や民生委員児童委員協議会との連携を深め、計画的にニーズ調査等を実施し、分析及び研究を行い、事業の見直しや新たな活動に繋げます。

実施項目：　④社会福祉大会・福祉のつどいの開催

達成度	B

反省と課題	後期計画の取り組み
平成２２年度から地域福祉フォーラムを開催してきましたが、各回１００名程度の参加があります。又、合併から本年まで社会福祉大会１回、福祉のつどいを７回開催し、各方面で様々な活動で福祉向上に貢献された方々への表彰等を行い、記念行事を実施してきました。更に多くの参加が得られるよう内容・周知方法等について検討が必要です。	毎年実施の「地域福祉フォーラム」「福祉のつどい」と併せ、「第２回登米市社会福祉大会」を合併経過１０年の節目（平成２６年度）に開催します。 多くの方に参加していただけるよう内容・周知方法を工夫し、関係機関・団体と協力し社会福祉事業の PR を図ります。

※取り組みの進行計画　　検討期間 ⇨　重点実施 ➡　継続実施 ⇨

実　施　項　目		25 年度	26 年度	27 年度	28 年度
①地区委員会の開催	・課題解決に向けた議論の活性化	➡	➡	⇨	
②小地域ネットワーク活動の推進	・マニュアルの見直し	➡	➡	⇨	
	・情報交換する場の設定	⇨	⇨	⇨	
③住民ニーズの把握	・計画的なニーズ調査等の実施と分析及び研究	➡	➡	⇨	
④社会福祉大会・福祉のつどい開催	・第２回登米市社会福祉大会の開催	⇨	➡		
	・内容及び周知方法の工夫	⇨	⇨	⇨	

≪役割分担≫

〇地域住民・地域組織等の役割

・住民意識調査や懇談会等へ積極的に参加し、地域の課題とその解決についての提案
・安心で安全な地域づくりのため声掛けや見守り活動等と地域住民の結束強化
・地域で行う事業推進について住民自らで PR
・行政区・町内会・防災組織等地域内にある組織の連携と意思疎通
・地域の関係委員等は、住民の意見を吸い上げ、関係機関と協働して課題解決に取り組む
・住民は、自助・互助・共助について考え、共に支え合う地域づくりの推進

〇社協の役割

・住民意識調査や懇談会等を計画的に実施し、地域課題の吸い上げと課題の解決
・住民が福祉活動に参加しやすい「きっかけ」「場づくり」の推進
・地域福祉活動に必要な情報の地域への提供
・登米市全体の福祉推進に反映させるため、住民の意見を代表する場である地区委員会等関係会

議の開催
・地域事情に合わせた住民の声が反映された、地域単位の事業展開
・行政及び関係機関団体との連携強化と地域福祉の効率的推進

（２）福祉を支える人・組織の育成

≪見直し時の現状≫

各地域には行政区長や福祉活動推進員、ボランティアなどを中心とした地域を支える担い手が、各分野で大きな存在となって地域力を高めています。こうした担い手を中心に、地域住民を巻き込んだ研修会や福祉体験学習会などを実施し、人材育成を図りつつ活動の場を提供してきました。又、自主的に目的を掲げてグループ活動を進めている団体も徐々に増えています。

一方、ボランティア活動の場は保健・医療・福祉及び教育など多方面に及んでおり、この地域で市民がどのような活動を担っているのか、災害時のボランティアがその後継続的に活動しているかなど、その把握ができていない状況です。

【支所別ボランティア団体・個人登録数】

	団　体 登録数	所属人数	個　人 登録数
迫	２０	７００	２５６
登米	１	６９	
東和			１８２
中田	２８	１，０７０	９１
豊里	２３	２３５	１

	団　体 登録数	所属人数	個　人 登録数
米山	１５	１４４	７４
石越	４	１２０	
南方	１	１５０	
津山	２４	６７９	１１３
合計	１１６	３，１６８	６２６

≪課題≫

福祉を支える人・組織の育成に当たっては、スキルアップ研修会等で内部・外部研修会に多くの参加を得ていますが、担い手の高齢化が進行し、若年世代の参加が少ない状況であり、若年世代も参加しやすい開催日時の検討が必要です。

又、新たな担い手が増加していない中、地域福祉を支えるこれまでの担い手の高齢化が進み、さらに、東日本大震災時には研修育成した人材が機能できなかった地域もあるなど、人材・組織の育成方法について再検証が必要な時期にきています。

≪推進目標≫

人材育成及び関係機関・団体との連携を今後も継続的に推進しながら、若年層の福祉理解と担い手育成を推進します。

また、東日本大震災を経験したことにより、安全確保や支援及び復旧復興活動にはより多くの人材が必要であることを住民は再認識しており、災害ボランティアセンターの運営に関わる人材育成と確保を推進します。

バルーンアートボランティアやフットセラピーボランティアなど多種多様なボランティア活動を展開しております

≪具体的取り組み≫

実施項目：　①ボランティアセンターの運営・充実	達成度	**B**

反省と課題	後期計画の取り組み
ボランティアセンターは、各種研修会の開催、相談・助言、登録斡旋、各種情報提供等を行っています。 情報提供等について、各関係機関との連携を更に密なものとし、住民が必要としている情報を的確に掲示できる情報提供体制について整備が必要です。	世代間交流や情報交換が円滑に行われ、様々な世代が実際にボランティア活動に参画するなど、人材育成に主眼を置き、幅広い層が参加することができる仕組みづくりを推進します。 又、ボランティアサブセンター間の情報共有を強固なものとし、住民が必要としている情報を的確かつ迅速に提供できる体制を整備します。

実施項目：　②災害ボランティアセンターの運営・充実	達成度	**B**

反省と課題	後期計画の取り組み
各支所に福祉関係団体や、住民自治組織の代表者等で組織する「災害ボランティアセンター(以下「災害 VC」という。)運営協議会」を設置し、各支所、または合同で災害 VC 設置訓練や、ボランティア研修等を実施しています。 東日本大震災では、本部災害 VC を中心に各支所に災害 VC サブセンターを設置しました。 災害時、情報伝達経路が確保できない状態で、情報収集や発信は困難を極めました。常日頃から関係団体との繋がりを密にし、災害時にも迅速に対応できる初動体制作りが必要です。 また、各支所災害 VC サブセンターは避難所にもなるケースが多く、職員の負担が大きいため、災害 VC を支えるボランティアの育成が必要で、とりわけ若い世代のボランティア育成が急務となっています。	有事に備え、地域では住民をはじめ行政区長、民生委員・児童委員、ボランティア等に対し実践的研修を実施し、NPO 等の支援団体との繋がりを深め、災害 VC サブセンター同士の情報共有を進め、災害時には迅速な対応がとれる初動体制づくり進めます。 また、地域みんなで支え合える体制づくりの為、若い世代に重点を置いたボランティアの発掘・育成を行います。 サブセンターと避難所が同施設に設置される場合は、それぞれの機能が十分に発揮されるよう登米市と協議します。

平成２１年台風１８号による水害時のボランティア活動

平成２３年東日本大震災によるボランティア活動

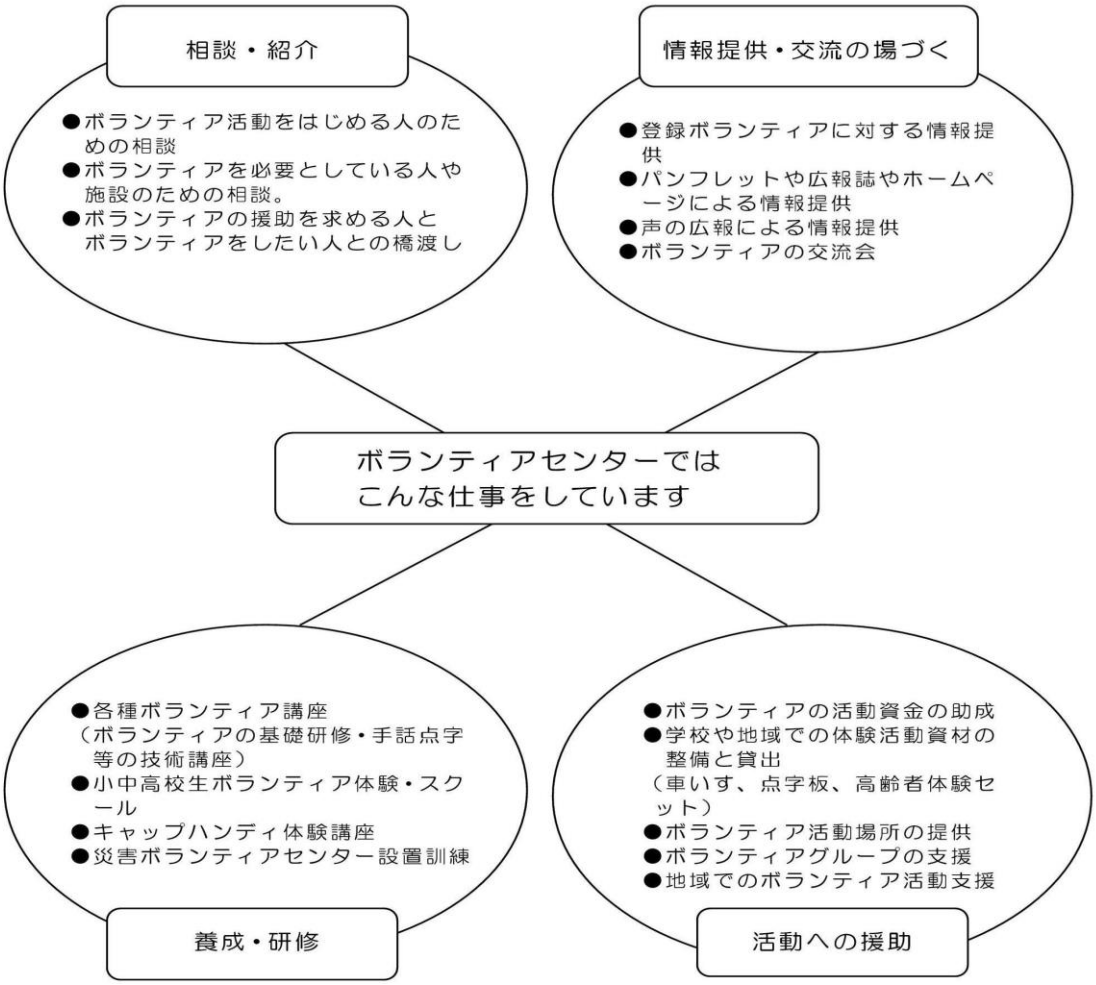

実施項目：　③ボランテイア団体の支援

達成度	B

反省と課題	後期計画の取り組み
合併後、登米市ボランティア協会が組織化されたこともあり、町域を超えた活動が展開され、活発化しています。従来の既存団体のボランティア活動とは違い、福祉活動を目的としたボランティア団体も徐々に増え、また、大震災の経験からボランティアの重要性が認識され、多方面にわたり活動が広がっています。 こうした活動の広がりにより、活動団体の把握や各団体への情報の提供、育成研修等の計画が必要となっています。 ボランティア団体の自主運営に向けての育成支援を行っていますが、自主運営の取り組み・関わり方についてはまだ統一化がなされていません。また、すでに自主運営となっているボランティア団体と社協との関わりが希薄になっている部分が見受けられます。	活動団体の把握に努め、より早く、詳細な情報提供ができる仕組みづくりを検討し、併せて、育成研修等を計画的に進めます。 主体的活動を推進するための自主運営を支援していきますが、支援方法等については統一的に推進します。 また、地域福祉の推進には、ボランティアの力が欠かせないことから、ボランティア団体との関わり・連携を密にし、協働を基本にした地域福祉の向上を図っていきます。 声の広報ボランティア （ハートウェーブ）

実施項目：　④福祉活動推進員長会議

達成度	B

反省と課題	後期計画の取り組み
市内各行政区に福祉活動推進員と推進員長を委嘱しています。 推進員長会議や研修会等を実施し、事業の周知・取りまとめ、会員会費の徴収依頼に際しては、住民に対し社協活動についての理解を求めていますが、推進員の役割等について周知徹底がなされていませんでした。 又、各行政区内の班長が推進員を兼務している場合が多く、１～２年の任期で交代するケースが見られ、社協の事業内容について引き継ぎ等が円滑にいっていない地区もあります。	地域福祉のリーダーになりうる人材育成を図る意味でも、社協への理解を深める研修会等を実施します。 短期間で推進員が交代することは、多くの方が社協に関わり、理解をしていただく機会でもありますが、引継にあたっては、社協事業のPRチラシを配布するなどを通じて、役割の明確化を図ります。

実施項目：　⑤訪問介護員２級課程養成講座の実施
（介護職員初任者研修）

達成度	A

反省と課題	後期計画の取り組み
「訪問介護員２級養成研修」は、平成２４年度まで継続して実施され、多くの修了生を排出し、福祉現場で活躍していますが、平成２５年度から「介護職員初任者研修」に変わります。	登米市内の介護サービスを支える人材育成のためにも、登米市社協として「介護職員初任者研修」の開設事業所の指定申請をし、継続的に地域の介護職員の育成に当たります。

実施項目：　⑥人材育成研修事業の開催

達成度	C

反省と課題	後期計画の取り組み
ますます進む超高齢社会の中で、地域福祉活動を推進するには、社協職員だけでなく、担い手となる地域住民やボランティア等の人材育成が必須です。 登米市から委託を受けている配食サービス事業やミニデイサービス事業等では、その中心となっているボランティアの育成を図るため研修会等を各地区で開催しています。 しかし、研修会への参加者や実践している担い手は、固定化・高齢化している状況です。 今後も高齢者等を支援するサービスは継続・維持する必要があり、サービスを支える人材の発掘・育成が課題となっています。	小地域ネットワーク事業や配食サービス事業、ミニデイサービス事業等は、住民参加によるサービスの提供を図る為地域住民やボランティア等の人材の掘り起こしと育成を図り、企業ボランティア等の参加も得ながら、地域のニーズに応じた支援活動の普及を図ります。 又、研修等開催にあたっては、誰もが参加しやすい開催日時等について配慮します。

※取り組みの進行計画　　検討期間 ⇨　重点実施 ➡　継続実施 ⇨

実　施　項　目		25 年度	26 年度	27 年度	28 年度
①ボランティアセンターの運営・充実	・人材育成の仕組みづくり	➡	➡	⇨	⇨
	・サブセンター間の情報共有強化	➡	⇨	⇨	⇨
	・情報を的確・迅速に提供できる体制整備	➡	⇨	⇨	⇨
②災害ボランティアセンターの運営・充実	・災害時に迅速な対応が出来る初動体制づくり	⇨	➡	⇨	⇨
	・若い世代に重点を置いたボランティアの発掘及び育成	➡	➡	⇨	⇨

	・サブセンターの避難所としての位置付けについて登米市と協議	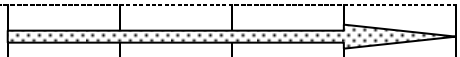
③ボランティア団体の支援	・活動団体の把握と計画的な育成研修等の実施	
	・自主運営についての支援方法統一	
	・ボランティア団体との協働	
④福祉活動推進員長会議	・推進員研修等の実施	
	・役割の明確化	
⑤訪問介護員２級課程養成講座の実施	・「介護職員初任者研修」の実施	
⑥人材育成研修事業の開催	・ボランティア等人材の掘り起こしと育成	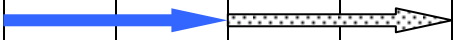
	・開催日時等についての配慮	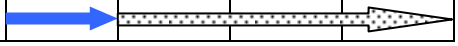

≪役割分担≫

〇地域住民・地域組織等の役割

・地域福祉の向上のためボランティア活動に積極的に参加
・ボランティア団体への加入や活動参加
・災害時の対応や防災意識向上のため研修・訓練への積極的参加や自主的開催
・各種事業の実施時等世代を超えた参加や地域企業への参加呼びかけ

〇社協の役割

・ボランティアセンター機能の充実と登米市内の活動団体等の把握
・住民参加を推進するための情報収集と提供
・災害ボランティアセンターの設置訓練を通じた防災意識を維持
・福祉や介護の専門知識を有する人材育成を行う「介護職員初任者研修」事業所の開設
・行政機関及び福祉関係者や機関・団体等と連携した福祉の担い手・組織の育成

（３）福祉教育の推進

≪見直し時の現状≫

登米市内の全小中高校をボランティア協力校として指定しており、学校行事への招待行事等交流事業が展開され、児童生徒だけではなく地域や関係機関が連携し、福祉教育が推進されています。そのほかにも、「J ボラ体験隊～ボランティアパーク in とめ～」、福祉体験学習会や福祉ふれあい作品コンクールなどを開催しています。

また、震災を経験したことでボランティア活動に対する関心が高まっており、福祉学習用器具の貸出や福祉講座等の開催、講師の紹介・斡旋など学校や関係機関及び地域住民とのネットワーク形成につながっています。

≪課題≫

学校での福祉教育については総合学習の中に取り入れられるなど成果を上げてきましたが、教職員との情報交換や情報を共有する機会が少ない中、学校週６日制の検討がされるなど福祉教育を進める上で環境が大きく変わりつつあります。

各地域において福祉教育の各種講座等を実施してきましたが、学んだ知識を活かす場がほとんどありませんでした。今後は、修了証等を発行し講師として活動してもらうなど、継続した活動につなげていく必要があります。

≪推進目標≫

家庭や学校、職場や地域社会において福祉教育を充実し、交流や活動を活発化させるため、情報交換や情報共有の機会を設けます。

地域で開催される福祉講座等への講師の紹介・斡旋は、既存の講師だけでなく講座等を修了

した一般市民の方も紹介し、活動の幅を広げていきます。福祉講座で学んだことを小地域ネットワーク活動など、身近な所で積極的に活用できる仕組みを整え、「共に支えあい誰もが安心して暮らせるまちづくり」の実現を図ります。

≪具体的取り組み≫

実施項目：　①ボランティア協力校の指定

達成度	A

反省と課題	後期計画の取り組み
市内の学校では、ボランティア活動や福祉体験、プルタブ収集などを通じて福祉教育を積極的に行っています。 福祉教育に関する小中高校福祉教育担当者研修会を計画していましたが未実施だったこともあり、情報交換の機会が少なく、関わる教職員も一部であったりしたので、各学校間の共通理解を進める必要があります。	教職員との福祉教育に関する研修会や担当者会議などにより情報交換の機会を設け、共通理解を進め、さらに児童・生徒への福祉に関する理解度を高めるための取り組みをします。

実施項目：　中・高校生ボランティアワークキャンプの開催

達成度	―

反省と課題	後期計画の取り組み
参加生徒も少ない現状から、事業効果を検討した結果、廃止としました。	

※達成度欄「－」は前期計画期間中に廃止したことを表します

実施項目：　②J ボラ体験隊～ボランティアパーク in とめ～

達成度	A

反省と課題	後期計画の取り組み
「中・高校生ボランティアワークキャンプ」を廃止し、プログラム等を再検討し、平成２２年度から「J ボラ体験隊～ボランティアパーク in とめ～」に事業を変更しました。体験活動を中心に内容の充実を図ったところ、参加希望者が増加しました。 さらに震災を経験したことで、中・高校生のボランティアに対する関心が高まっています。	更に効果が得られるよう、体験の場を増やし、関係事業所等の協力を得て継続実施していきます。

【H21 ワークキャンプ・H22～24 J ボラ体験隊参加者推移】

	２１年度	２２年度	２３年度	２４年度
参加者数	２９人	９４人	１１９人	１２５人

J ボラ体験隊～ボランティアパーク in とめ～

実施項目：　③福祉ふれあい作品コンクールの実施

達成度	B

反省と課題	後期計画の取り組み
各学校に協力をいただき継続的に実施していますが、学校には様々な分野からの作品募集の依頼があるため、早い時期に作品募集の周知徹底を図っています。 応募状況については、各部門への応募数に年々偏りが出てきています。	福祉教育の普及を図るために多くの児童・生徒の参加を促すとともに、コンクールの周知を図るため、受賞した作品は多くの機会をつくり広報します。

実施項目：　④小中高校福祉教育体験学習の実施

達成度	B

反省と課題	後期計画の取り組み
キャップハンディ体験や施設訪問学習等の福祉体験学習は学校・学年単位又はＰＴＡ行事などで実施されていますが、選択できるメニューの多様化を図るため、新たな体験学習のプログラム化が必要です。	「地域福祉」に目を向けた福祉教育を進める為、小中高校生の各学年に合わせた新たなプログラムを開発します。

実施項目：　※小中高校福祉教育担当者研修会の開催

達成度	E

反省と課題	後期計画の取り組み
前期計画で開催する計画でしたが、実施に至りませんでした。	福祉教育担当者研修会自体をボランティア協力校の指定区分に組み替えます。

実施項目：　⑤福祉学習用器具（高齢者等体験セット・車いす・白杖・ビデオ等）の貸出し

達成度	B

反省と課題	後期計画の取り組み
登米市社協では、地域や学校において、福祉学習を行う際に必要な器具を貸し出ししています。社協で所有している福祉学習用器具は、各支所間で共有して使用していますが、数、質とも十分な保有状態にはありません。	必要な福祉学習用器具については、計画的に更新又は購入していきます。

登米市社会福祉協議会福祉学習用具等一覧　　平成25年3月現在

用具種別 / 支所名	車椅子	白杖	シニアポーズ			点字関連	
			大人用	子供用	簡易用	点字ブロック	点字版
迫　支所	8	8	3	2			20
登米支所		5	1				
東和支所		20	1				
中田支所	7	15	2	1		30	
豊里支所	7						
米山支所	2	20			6		20
石越支所							
南方支所		25	3				
津山支所		4					
本　　部							15
合　　計	24	97	10	3	6	30	55

実施項目：　⑥福祉講座等の開催及び講師の紹介・斡旋

達成度	C

反省と課題	後期計画の取り組み
地域への講師紹介・斡旋については、社協のネットワークを最大限に活用し、主催者が望む講師を紹介しています。 各地区での福祉講座については、知識を習得するだけでなく参加者同士のネットワークを強め、地域福祉推進の手法としても有効となっており、参加したくなるような内容を模索しながら実施していますが、平日昼間の開催となっているため、勤め人が参加できないなど参加者が少ない状況です。	講師紹介・斡旋は、今後も社協のネットワークを活用し適切な講師を紹介していきますが、既存の講師だけでなく、講座等を修了した住民が講師となるよう活動の幅を広げ、社会資源を増やしていきます。 又、福祉講座等の開催は各種情報提供機関の協力を得ながら、多くの住民が参加しやすい夜間や休日の開催日程を考慮し、専門的な講座の開催に対応した内容にします。

児童・生徒への福祉体験学習

実施項目：　⑦地域福祉教育の推進

達成度	新規

反省と課題	後期計画の取り組み
平成２２年度から、地域が子供を含めた住民を育てる福祉教育の場づくりを目的に、宮城県社会福祉協議会の指定で、石越地区が地域指定福祉教育推進事業に取り組みました。 今後、市全体での取り組みが望まれます。	地域が一体となり福祉教育を推進し、住民が共通理解の中で生活の安定を図り、心温まる地域づくりを進める事業として、他町域での普及推進を図ります。

※取り組みの進行計画　　検討期間 ⇨　重点実施 ➡　継続実施 ⇨

実　施　項　目		25 年度	26 年度	27 年度	28 年度
①ボランティア協力校の指定	・教職員との情報交換の場の設定	⇨	⇨	⇨	⇨
②Ｊボラ体験隊 ~ボランティアパーク in とめ~	・継続実施	⇨	⇨	⇨	⇨
③福祉ふれあい 作品コンクールの実施	・多くの児童・生徒の参加促進	⇨	➡	⇨	⇨
④小中高校 福祉体験学習の実施	・各学年に合わせたプログラム開発	⇨	⇨	⇨	➡
⑤福祉学習用具(高齢者体験セット・車いす・白杖・ビデオ等)の貸出し	・福祉学習用具の計画的な更新及び購入	⇨	➡	⇨	⇨
⑥福祉講座等の開催及び講師の紹介・斡旋	・社会資源（講師等）の醸成	➡	⇨	⇨	⇨
	・開催日程の検討と専門的講座の開催	➡	⇨	⇨	⇨
⑦地域福祉教育の推進	・市内全域への普及推進	⇨	⇨	➡	⇨

≪役割分担≫

〇地域住民・地域組織等の役割

・家庭や学校及び地域など、身近なところから福祉について考える
・各種事業研修会への積極的な参加
・高齢者や障害のある人を理解した温かい交流
・地域の福祉課題などを見つけ、地域で解決できる活動
・地域住民による相互扶助の強化

〇社協の役割

・家庭、地域、学校などの活動を支援するための情報の収集や提供
・各種事業や研修会を通じ住民参加の拡大
・キャップハンディ体験学習等を通じ高齢者や障害者に対する理解の啓発
・地域が一体となる土壌づくりのための人材育成や確保

（４）自立した生活支援のための体制づくり

≪見直し時の現状≫

日常生活自立支援事業（まもりーぶ）は、平成２１年度に基幹的社協として宮城県社会福祉協議会から一部委託を受け、地域福祉サポートセンターを設置しました。市民への PR や行政及び関係機関との連携を図りながら、事業に係わる専門員や生活支援員の研修等を実施し、質の高いサービスの提供に努めています。それにより地域からの事業への理解と信頼が進み、相談件数及び契約件数とも増えている状況です。

利用区分から見ると、当初は知的障がいの方の利用が多かったのですが、精神障がいや認知症高齢者の利用も増えています。意思疎通が十分取れず対応に苦慮する状況や、判断能力が不十分なケースについては成年後見制度への移行が必要になってきており、必要に応じてケア会議等を開催し関係機関と連携を取っています。

又、専門員や支所担当職員と情報の共有を図り、問題発生時には十分に連携を取り対応するなどして生活支援員の負担軽減を図っています。

≪課題≫

今後も精神障がい者や認知症高齢者等に関する困難ケースが増加すると考えられることから、地域住民や行政及び各関係機関が情報の共有と意識の統一を図り、それぞれの役割や責任を十分に理解した上で、地域全体で支えていく仕組みづくりが急務です。

平成２４年度からは、専門員も登米市社協に身分移管され全面委託となりましたが、事業の充実や推進を図るためにも、成年後見制度との連携や法人後見についての取り組みに課題があります。

≪推進目標≫

福祉サービスの利用が困難な方に対して、地域で安心かつ自立した生活ができるよう、日常生活自立支援事業を実施し、成年後見制度との連携を強化していきます。

日常生活自立支援事業は、宮城県社会福祉協議会をはじめ、地域住民や行政及び関係機関等とともに情報収集を行い、相互に情報を提供しあい、それぞれの役割に応じて支援が提供できる体制が必要です。それとともに、成年後見制度における法人後見への取り組みについての検討も必要です。

また、「小地域ネットワーク活動」など関連する支援事業を活用し、充実した支援体制づくりを進めます。

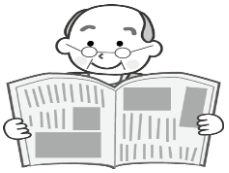

日常生活自立支援事業の登米市相談件数　　（単位：件）

	認知症高齢者	知的障害者	精神障害者	その他	合計
21 年度	18	4	15	5	42
22 年度	11	9	5	7	34
23 年度	11	9	10	3	33
合　計	40	22	30	15	109

日常生活自立支援事業の登米市実利用者数　　（単位：人）

	認知症高齢者	知的障害者	精神障害者	その他	合計
21 年度	16	13	11	3	43
22 年度	17	20	14	4	55
23 年度	20	20	13	4	57

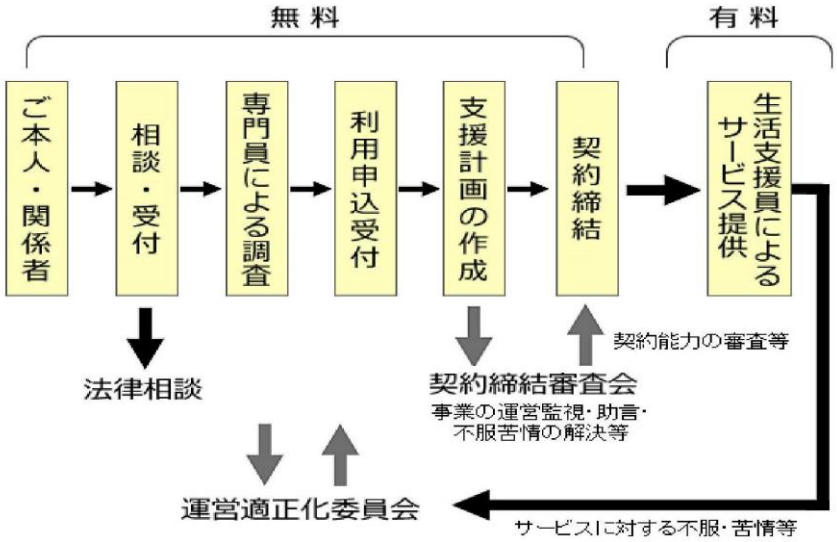

まもりーぶは「まもる」と「びりーぶ（＝英語で信じる、信頼するの意味）」を組み合わせた愛称です。

≪具体的取り組み≫

実施項目：　①日常生活自立支援事業（まもりーぶ事業）の利用促進　　達成度　**B**

反省と課題	後期計画の取り組み
利用の促進を図るためには、地域や行政機関等の理解が大切であり、広報活動や様々な機会を捉えて継続的に事業周知を行う必要があります。	登米市社協の機関誌や各支所だより及びホームページ等で引き続き事業の PR に努め、地域包括支援センター、地域生活支援センター、居宅介護支援事業所等と更なる連携を図り、小地域ネットワーク活動など住民参加による地域での支援活動等について住民の理解と協力が得られる事業展開をします。

実施項目：　②地域福祉サポートセンターとの連携強化　　達成度　**B**

反省と課題	後期計画の取り組み
事業の円滑な推進には、関係職員間の相互の連携はもとより、業務分担の明確化を徹底する必要があります。	円滑に事業を推進するため、支所担当職員の連絡会議や生活支援員研修等の充実を図り、共通理解を深め、業務分担を明確にします。

実施項目：　③自立生活支援のための体制強化

達成度	C

反省と課題	後期計画の取り組み
成年後見制度（法人後見含む）について前期では十分な検討が出来ませんでした。	成年後見制度への移行が円滑に進められるよう、登米市社協として法人後見への取り組みについても検討します。

※取り組みの進行計画　　検討期間 ⇨　重点実施 ➡　継続実施 ⇨

実　施　項　目		25 年度	26 年度	27 年度	28 年度
①日常生活自立支援事業(まもりーぶ事業)の利用促進	・事業ＰＲと関係機関及び団体との更なる連携	⇨	⇨	⇨	⇨
②地域福祉サポートセンターとの連携強化	・担当職員の連絡会議や生活支援員研修等の充実	⇨	➡	⇨	⇨
	・業務分担の明確化	⇨	➡	⇨	⇨
③自立生活支援のための体制強化	・法人後見への取り組みについての検討	⇨	⇨	⇨	⇨

≪役割分担≫

○地域住民・地域組織等の役割

・この事業を必要とされている方や事業内容について理解し、住民間で情報共有
・対象者の把握と関係機関への情報提供
・地域での理解と協力を得た地域連携の強化

高齢者ふれあい会

○社協の役割

・地域や関係機関の理解を得るため、事業内容について周知徹底
・小地域ネットワーク活動等地域福祉事業の推進と地域との連携強化
・関係機関との情報の共有、連携
・成年後見制度の法人後見についての取り組み

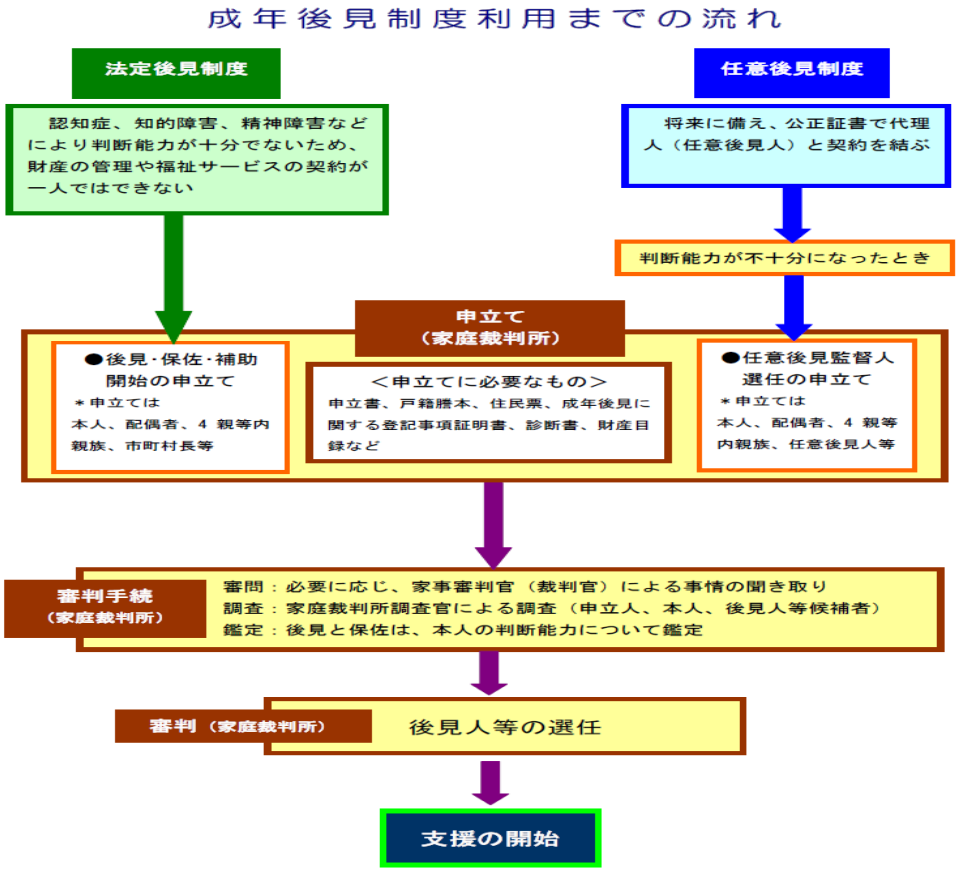

２　利用者本位の福祉サービスの充実

（１）高齢者福祉の充実

≪見直し時の現状≫

登米市では依然として高齢化率の上昇と要介護者の増加がみられます。第１次ベビーブーム世代が高齢者となる平成２７年度には、少子化や若者の地方離れの影響等により、ますます人口は減少し高齢化が進みます。こうした状況を背景に、在宅での高齢者の日常生活を支える保健、医療、福祉・介護サービスの充実・強化が求められています。

また、高齢者が住み慣れた地域で安心して生活できるよう、栄養バランスのとれた食の提供や日常生活の援助を行い、更に社会参加を促し、引きこもり防止を目的とした健康づくりや交流事業を行っています。

≪課題≫

高齢者が要介護状態に陥ったり、状態がさらに悪化したりすることがないよう、要介護状態になるおそれがある高齢者については、介護予防サービスによる支援が必要です。

また、高齢者の引きこもりや生活機能の低下を未然に防止し、活き生きとした生活ができる生きがいづくりや、自立した生活を確保するための支援が必要です。

≪推進目標≫

高齢者の社会参加活動や健康・生きがいづくり、介護予防及び生活支援、介護サービス等の充実を図ります。併せて、高齢者が住み慣れた地域で安心した生活を送ることができるよう、地域住民や福祉関係者・機関等との連携による、誰もが気軽に参加できる事業実施を目指します。

登米市高齢者世帯の年次推移　（単位：世帯 - 戸、人口 - 人、割合－%）

年度	全世帯数	住基人口	１世帯当たり人　口	高齢者のみの世帯				65 歳以上	高齢化率（%）
				独居	二人世帯	三人世帯	計		
21	26,331	87,087	3.31	2,283	1,728	143	4,154	24,328	27.9
22	26,384	86,289	3.27	2,244	1,757	134	4,135	24,160	28.0
23	26,438	85,611	3.23	2,271	1,748	116	4,135	23,634	27.6

資料：宮城県高齢者人口調査

≪具体的取り組み≫

実施項目：　①配食サービス事業　　達成度　**B**

反省と課題	後期計画の取り組み
支所により、提供方法に違いがあり、利用者の希望に対応するためには各支所での調整が必要です。 調理場の確保が難しい支所や提供食数が少ない支所は合同で調理を行っています。 また、調理・配達ボランティアが減少している状況です。	各支所の配食サービス担当者会議を定例的に開催し、調理や配達方法等を協議し、利用者の希望に応じられるよう週３回の提供体制にします。 また、効率的な提供方法やボランティアの有効活用のため、地区を区分したブロック制に向けた取り組みを行い、調理・配達ボランティアの減少を防ぐため人材の発掘を行います。

配食サービスやミニデイサービス、ふれあい会食会など高齢者との関わりを大切にしています

実施項目：　②福祉用具貸出事業

達成度	B

反省と課題	後期計画の取り組み
福祉用具の搬出入は原則として利用者が行う事になっていますが、自力での搬出入が困難な利用者が増えており、その支援策を講ずる必要があります。	貸出に当たっては、点検整備を徹底し、搬出入の負担軽減のための支援を行います。

実施項目：　③ひとり暮らし高齢者等の集い

達成度	B

反省と課題	後期計画の取り組み
引きこもり防止や社会参加を促す事業として位置づけられ、好評を得ています。	内容等については、参加者の意向をふまえた開催にします。

実施項目：　④軽度生活援助事業

達成度	B

反省と課題	後期計画の取り組み
在宅の概ね６５歳以上の一人暮らし高齢者等に対し、在宅での生活が自立できるよう日常生活を援助しています。	在宅での安心した生活が送れるよう継続して援助していきます。

実施項目：　⑤要介護認定調査

達成度	B

反省と課題	後期計画の取り組み
登米市における要介護認定調査は、調査受託事業所が２１事業所と特別養護老人ホーム１０施設で年間６０００件の調査を予定しております。（２５年度予定）、本会においては、３居宅介護支援事業所（中田・米山・石越）で年間約７００件の調査を担当することになっています。	居宅介護支援事業所の介護支援専門員が調査を担当するため、専門員としての本来業務に支障が出ないよう、適正かつ的確な調査を進めると共に、更なる調査業務の効率化を図ります。

実施項目：　⑥外出支援サービス事業

達成度	A

反省と課題	後期計画の取り組み
平成２４年２月より土曜日のサービス提供も実施していますが、利用登録者が年々増えている状況に有り、利用日時が重なり、利用者の希望日時に添えないケースが多くなっています。	外出困難な高齢者及び身体障害者の方々の通院や社会参加を支援し、より多くの方々に利用してもらうため、月曜から土曜日の６日間稼働の中で利用者の希望日時に添えるよう効率的運行を図ります。

実施項目：　⑦家族介護支援事業

達成度	B

反省と課題	後期計画の取り組み
各町域で介護に関する教室と介護者のリフレッシュを目的とした交流事業を行っています。 個人情報保護により対象者把握が難しく、事業の周知徹底が困難で、参加者が少ない状況となっています。	参加者への周知については、民生委員、福祉活動推進員、地域包括支援センター等と連携し、より多くの介護者に参加してもらうよう周知の徹底を図ります。

実施項目：　⑧ミニデイサービス事業

達成度	B

反省と課題	後期計画の取り組み
在宅高齢者の健康づくりや趣味活動を行い、心身機能の維持･向上を目的に集会所等を会場に開催しており、各町域で除々に実施行政区が増えています。 全行政区に占める実施行政区の比率は全体の約６７％で、未実施行政区への働きかけが必要ですが、それに伴う担当職員の配置も課題となっています。	実施行政区率１００％をめざし、未実施地区への働きかけを強化します。 又、登米市と各支所担当職員の配置について協議し、必要職員数の確保に努めます。

実施項目：　⑨地域包括支援センター

達成度	B

反省と課題	後期計画の取り組み
登米市においては、５法人がそれぞれの町域を担当しておりますが、登米市社協では、米山･南方町域を担当し、高齢者に関する総合相談窓口として様々な相談対応や生活支援を行っております。それぞれのセンターの共通する課題として介護予防業務が増加により他業務へ影響が及んでいること、事例対応での行政との役割分担が明確にならないこと、相談内容が複雑多岐に亘り、慢性的業務多忙になっていることなどが上げられます。 専門資格（社会福祉士、主任介護支援専門員、保健師）を有する職員配置をしておりますが、相談業務の増加、中でも困難事例の増加が顕著となっていることから、職員配置の増を検討する必要があります。	慢性的業務量の増への対応として、職員配置の増については、委託先である登米市と協議し実現を目指します。 地域の中で高齢者が安心して暮らし続けられるよう、関係機関との連携やネットワーク作りを更に強化し、困難事例対応等を分析し、効率的な対応に努めるとともに、総合相談窓口としての役割を充実してまいります。

実施項目：	⑩行政区長・民生委員児童委員・包括支援センター・ボランティア等との連携	達成度	B

反省と課題	後期計画の取り組み
登米市社協各支所と各町域の連携については概ね良好であり、各種事業等に協力を得られ、高齢者福祉の充実が図られています。	高齢者が望む福祉サービスは、公的制度だけでは不十分で、より身近な問題から捉えるためには、住民と向き合って生活し活動している行政区長・民生委員児童委員・地域包括支援センター・ボランティア等との連携が重要で、今後もその強化を図ります。

※取り組みの進行計画　　検討期間 ⇨　重点実施 ➡　継続実施 ⇨

実　施　項　目		25 年度	26 年度	27 年度	28 年度
①配食サービス事業	・週３回の提供体制	➡	⇨	⇨	⇨
	・ブロック制に向けた取り組みと	➡	⇨	⇨	⇨
	・人材（協力者）の発掘	⇨	⇨	⇨	⇨
②福祉用具貸出事業	・点検整備の徹底と搬出入の負担軽減のための支援	⇨	➡	⇨	⇨
③ひとり暮らし高齢者等の集い	・参加者意向をふまえた内容に配慮	⇨	⇨	⇨	⇨
④軽度生活援助事業	・安心した生活が送れるよう継続援助	⇨	⇨	⇨	⇨
⑤要介護認定調査	・調査活動の効率化	⇨	➡	⇨	⇨
⑥外出サービス事業	・利用者の希望に添った効率的運行	⇨	⇨	⇨	⇨
⑦家族介護支援事業	・事業の周知徹底	⇨	⇨	⇨	⇨
⑧ミニデイサービス事業	・実施行政区率 100％を目標	⇨	⇨	⇨	➡
	・必要職員数の確保	➡	⇨	⇨	⇨
⑨地域包括支援センター	・関係機関とのネットワーク作り	⇨	⇨	⇨	⇨
	・介護予防活動の充実	⇨	⇨	⇨	⇨
⑩行政区長・民生委員児童委員・包括支援センター・ボランティア等との連携	・更なる連携強化	⇨	⇨	⇨	⇨

≪役割分担≫

〇地域住民・地域組織等の役割

・高齢者の孤独を防ぐための、地域での積極的な声掛け、見守り活動
・地域内情報の住民間での共有と関係機関への情報提供
・互助精神の理解とボランティア活動等への積極的参加

〇社協の役割

・地域参加、事業参加の周知徹底
・生きがいをもった生活が送れるよう、介護予防事業の積極的推進
・登米市からの委託事業についての効率的運用
・サービス向上を常に心がけ、高齢者のニーズに応えた迅速対応
・サービス向上のため、関係機関、団体等との連携強化

（２）子育て支援の充実

≪見直し時の現状≫

少子化とそれに伴う経済及び社会保障基盤等への影響や核家族化の進展、地域のつながりの希薄化など、子どもと子育て家庭を取り巻く環境は変化しています。子育ては家族の責任だけでなく、地域や企業を含めた社会全体で取り組むための対策が進められています。

登米市社協では、子育て支援センターや児童館との情報交換や子育てボランティアグループとの共催で事業を実施している支所もありますが、ボランティア育成につながる養成講座等の開催は実施されていません。子育て家庭を対象とした事業は、ひとり親家庭の交流事業等４支所で実施しています。

≪課題≫

人材を育成し、高齢化・人員不足で悩む子育てボランティアグループの支援強化を図るとともに、地域ぐるみで子育てを支援していく体制づくりが求められています。

高齢者や地域の人との交流を図りながら、悩み事等を気軽に相談できる場を提供し、また、父親が育児に参加しやすいよう関係機関に働きかけをする必要があります。

≪推進目標≫

子育てしやすい地域の基盤整備のため、子育て支援に活用できる施設や人材等の社会資源の掘り起こしを行い、子育てボランティアの育成と連携を強化できる事業を展開します。

次世代を担う子どもたちの健全育成や保護者の子育て支援にも積極的に参画し、子育て支援ネットワークの確立を図ります。

≪具体的取り組み≫

実施項目：　①子育てボランティア・グループの育成支援

達成度	C

反省と課題	後期計画の取り組み
市内の子育てボランティアグループは９団体（各町域１）あります。 主な活動場所は児童館や子育てサポートセンター、図書館等となっていて、人形劇や紙芝居、手遊び、読み聞かせなど幅広い内容となっていますが、グループ単独での研修会や講座の開催は少ない状況にあります。	人材を育成し、高齢化・人員不足で悩む子育ボランティアグループの強化のための支援を行い、ボランティア育成の為、養成講座の充実を図ります。 支援要請があった時の受入体制づくりに努め、高齢者や地域とのつながりを持つ為に、ボランティアセンターの機能強化を図ります。

実施項目：　②ひとり親家庭親子交流の開催

達成度	C

反省と課題	後期計画の取り組み
ひとり親世帯の該当者の把握が困難な状況です。	関係機関・団体の協力を得、対象世帯の情報を把握しながら、参加しやすい事業の内容を検討し、親子でふれあう場や機会を提供し子育て支援をしていきます。

実施項目：　③子育て相談等の実施

達成度	D

反省と課題	後期計画の取り組み
市の子育て相談窓口は各町の子育て支援センター、児童館、各総合支所市民課となっていますので、社協に対する相談はほとんどない状況です。	子育ての悩みも含め、生活上の心配事は気軽に相談できる生活相談所で対応します。

実施項目：　④関係者との情報交換・連携の強化	達成度	C

反省と課題	後期計画の取り組み
全町域での事業実施は行われておらず、子育て支援センターや子育て支援グループ(ボランティア)との情報交換や事業連携については十分とはいえません。	次世代を担う子どもたちの健全育成、子育て支援には、関係機関・団体との連携が重要であるため、積極的に参画していきます。

実施項目：　⑤父親の育児参画の促進・PR	達成度	C

反省と課題	後期計画の取り組み
地域活動として、内容・位置付けが明確化していないこともあり、後期計画では「④関係者との情報交換・連携の強化」で取り扱うこととし、情報の把握に努めます。	実施項目から削除

※取り組みの進行計画　　検討期間 ⇨　重点実施 ➡　継続実施 ⇨

実　施　項　目		25 年度	26 年度	27 年度	28 年度
①子育てボランティア・グループの育成支援	・養成講座の充実	⇨	⇨	⇨	⇨
	・支援要請があった場合の受け入れ体制づくり	⇨	⇨	⇨	⇨
②ひとり親家庭親子交流の開催	・参加しやすい事業内容の検討	⇨	⇨	➡	⇨
③子育て相談等の実施	・生活相談による対応	⇨	⇨	⇨	⇨
④関係者との情報交換・連携の強化	・関係機関及び団体との連携と積極的な参画	⇨	⇨	⇨	⇨
⑤父親の育児参画の促進・PR	・実施項目から削除				

（登米市子育て支援事業）
登米ファミリー・サポート・センターの仕組み

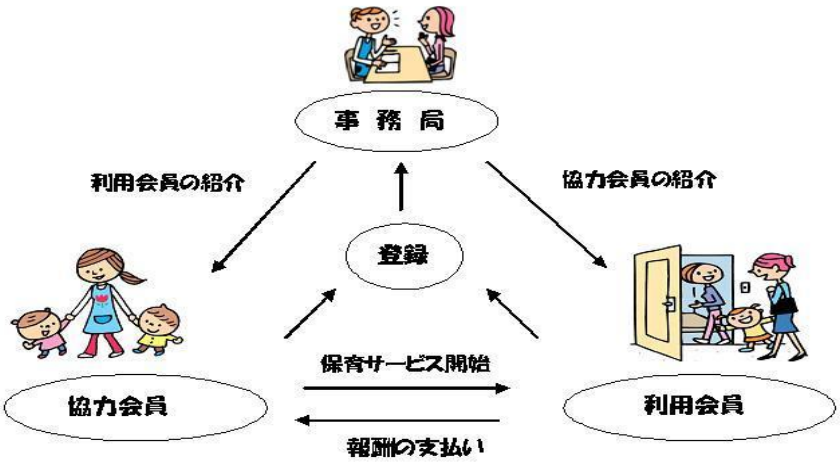

子育ての手助けを受けたい方（利用会員）と子育てをお手伝いしたい方（協力会員）がそれぞれ会員登録し、相互の信頼関係のもとに子どもを預けたり預かったりする地域ぐるみの子育て支援を有料で行う事業です。

≪役割分担≫

○地域住民・地域組織等の役割

・地域の子供は、地域で育てるという意識の啓発
・ボランティア及び活動グループの支援
・講座や交流事業への積極的参加
・地域全体で子育て支援に関心をもち、ボランティア活動への参加

○社協の役割

・子育て支援、ボランティア活動の講座等の開催と参加の呼びかけ
・ボランティア及び活動グループの支援
・民生委員児童委員と連携した子育て家庭への相談援助
・広報活動を通じた男女がともに子育てを支え合う男女共同参画社会づくり

（３）障害者福祉の充実

≪見直し時の現状≫

障害者自立支援法の施行により、身体障がい・知的障がい・精神障がいのある方への福祉サービスが一元化され、障害種別にかかわらず利用したいサービスを選択できるようになりました。登米市では、障害者の相談窓口として地域生活支援センターが２ヵ所設置され、様々な相談に対応しており、障害福祉サービスも整備されてきています。

また、当事者団体や家族会及びボランティア団体などが、情報交換の場やスポーツ・レクリエーション等の交流で仲間づくりを進めています。

≪課題≫

登米市行政においては、登米市障害者計画･第３期障害福祉計画（平成２４年度～２６年度）が策定されていますが、これら行政計画との整合性をとった障がい者福祉施策の充実が求められています。

平成２４年３月までに障害福祉サービス事業所は、障害者自立支援法で定められたサービス体系に完全移行し障がい者の支援を行っていますが、障がい者ニーズに基づくサービスの拡充と利用促進についてはいまだ不十分です。

また、登米市においては、精神障がい者が増加傾向にあることから、これらに着目した相談支援事業の充実強化が必要となっています。障がい者自身の自立した生活への支援充実を図るとともに、社会参加や地域交流の機会が少ないなどの課題があるため、地域社会の障がい者理解を尚一層広めることが必要であり、地域社会・学校・企業・関係機関・障がい者福祉事業者との連携のもと、一体となった取り組みが求められております。

登米市障害手帳交付の推移　（単位：人）

区　分	平成 20 年度	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度
身体障害者手帳所持者数	３，８３９	３，８４５	３，７８７	３，７８０
療育手帳所持者数	６６３	６７５	７０６	７０８
精神障害者保健福祉手帳所持者数	３６９	３９０	４２４	３６３

※資料：登米市障害者計画・障害福祉計画より

≪推進目標≫

障がい者福祉の充実の根幹は、地域社会の障がい者理解をどう広めるかであり、学校・企業・関係機関・障がい者福祉事業者をはじめ地域社会が一体となって、理解と啓発について福祉教育と併せ推進します。

登米市が設置する障害者自立支援協議会への参加協力のもと、障がい者自身及びその家族のニーズや情報を的確に掴み、既存サービスの充実と利用促進に努めるとともに、新たな事業への取り組みについて研究及び協議を進めます。

障害者自立支援法は、平成２５年４月に障害者総合支援法（障がい者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律）に法改正が行われることから、新制度へのスムーズな対応を図るとともに、障がい者及びその家族が抱える悩み、生活課題やサービス利用促進等への対応として相談支援体制の充実を図ります。

年間を通し、心身障がい児・者の方々と交流会を開催しています

≪具体的取り組み≫

実施項目：　①社会参加（スポーツ・レクリエーション等）の促進　達成度　B

反省と課題	後期計画の取り組み
障がい者団体等とボランティアや社協が連携し、スポーツ交流の機会やふれあいトーク、クリスマス会の交流行事が開催されています。 当事者組織の新しい動きとして語らいの場・情報交換の場が設定されるなど、悩みや生活課題等の情報交流が図られています。	スポーツ交流をはじめとして各種交流行事の更なる充実を図るとともに、当事者及び家族の情報交換の場や語らいの場を設けることにより、新たなニーズ把握やサービスの利用促進にむけた体制強化に取り組みます。

実施項目：　②外出支援サービス　達成度　A

反省と課題	後期計画の取り組み
障がい者の通院等の移動手段として福祉車両による外出支援サービスを実施しています。サービスの周知についてはさらなる情報提供等が必要です。	障がい者の健康管理、社会参加に重要な役割を果たしていることから、継続したサービスの実施と利用促進に向けた情報提供と啓発の充実を図ります。

実施項目：　③障害者（児）基準該当サービス　達成度　B

反省と課題	後期計画の取り組み
障がい者（児）への基準該当サービス（訪問入浴・デイサービス・ホームヘルプ等）を実施しています。	基準該当サービスを継続して実施します。 サービス利用促進に向けては、相談支援事業所と連携し制度の PR を図ります。

実施項目：　④障害者自立支援法から障害者総合支援法へ　達成度　A

反省と課題	後期計画の取り組み
平成２４年３月までに障害福祉サービス事業所は障害者自立支援法で定められたサービス提供が進められましたが、平成２５年からは障害者総合支援法に改正されます。 障がい者の自立した生活を確保するための障害福祉サービスとしてケアホーム等の整備を行っています。	障害者総合支援法への対応については、必要に応じて計画変更や体制整備等迅速に対応していきます。 平成２５年に事業を開始するケアホーム事業は、新規事業として取り組みます。 障害福祉サービス事業所としてのサービス提供と、家族や生活課題等の相談対応について

また、福祉作業所等では利用者の個々の生活課題、家族間の問題等の対応まで行っていることから、サービス提供現場と相談支援を区分した対応について検討が必要です。	は、サービス提供と相談事業を区分した対応を進めます。

実施項目：　⑤大規模災害への対応

達成度	C

反省と課題	後期計画の取り組み
東日本大震災時において、登米市が作成した災害時要援護者支援マニュアルにより支援が行われましたが、一般避難所において障がい者への対応が、十分であったか検証の必要があります。	検証の結果を基に、障がい者の支援・対応について登米市と協議します。

※取り組みの進行計画　　検討期間 ⇨　重点実施 ➡　継続実施 ⇨

実　施　項　目		25 年度	26 年度	27 年度	28 年度
①社会参加（スポーツ・レクリエーション等）の促進	・新たなニーズの把握と体制強化	⇨	⇨	➡	⇨
②外出支援サービス	・利用促進に向けた啓発	⇨	⇨	⇨	⇨
③障害者（児）基準該当サービス	・相談支援事業所と連携した制度 PR	➡	⇨	⇨	⇨
④障害者自立支援法から障害者総合支援法へ	・法改正に伴う計画変更や体制整備	⇨	⇨	⇨	⇨
	・ケアホーム事業の展開	➡	⇨	⇨	⇨
	・サービス提供と相談事業への対応	⇨	➡	⇨	⇨
⑤大規模災害への対応	・障がい者の支援及び対応について市と協議	⇨	⇨	⇨	⇨

≪役割分担≫

○地域住民・地域組織等の役割

・全ての住民が、障害に対する十分な理解
・障がい者自らが福祉活動、地域交流、イベント等に参加できる体制
・各種制度、サービス、情報をうまく利用し、日常生活をサポート

○社協の役割

・ユニバーサルデザインの普及と各種サービスへの反映
・障がいのある方への日常生活、社会参加の支援
・障がい者施設と地域との連携を図り、開かれた施設づくり
・地域における福祉関係者や関係機関・団体等と連携した障害者福祉の推進
・障害者総合支援法の施行にあたり、障がい者のサービス利用等についてスムーズに移行

※登米市災害時要援護者支援マニュアル概要版より

災害時要援護者とは

災害時要援護者とは、災害が発生した場合に自らを守るための適切な行動が困難で、何らかの助けを希望する方のうち、次の方が対象となります。

対象となる人は

①	65 歳以上の 1 人暮らしの方・高齢者世帯の方
②	在宅で寝たきり・認知症（おおむね要介護 3 以上）の方
③	在宅の身体障害者 （肢体不自由　1 級～2 級、視覚　1 級～2 級、聴覚　1 級～2 級）
④	知的障害者（療育手帳 A・B）
⑤	精神障害者（1 級～2 級）
⑥	内部障害者（心臓機能障害・じん臓機能障害・呼吸器機能障害等）
⑦	難病者（筋萎縮性側索硬化症等）
⑧	乳幼児・児童（0 歳～9 歳）
⑨	その他支援が必要と思われる人（妊産婦・外国人等）

災害時に援護者の支援を受けるには

① 災害時に支援を受けるには、事前に災害時要援護者支援者台帳へ登録していただきます。
② 登録する際には、支援のために必要な個人情報を関係団体（消防署、消防団、自主防災組織、自治会、町内会、民生委員児童委員）や地域支援者への情報提供に同意できる方とします。
③ 災害時要援護者登録申請書は、各総合支所窓口、福祉事務所生活福祉課、防災課、消防署に備えてあります。
また、申請書は市のホームページからもダウンロードできます。

３　総合支援体制の充実

（１）総合相談支援の充実と強化

≪見直し時の現状≫

定例相談所の利用者は、気軽に相談できる反面、地区の相談員が対応するため「知っている人なので相談に行きづらい」などが原因で、相談件数は伸び悩んでいます。一方、専門的な相談である法律相談は、広報誌による呼びかけのみであっても相談する方が多く、これは、相談者が専門的相談を望んでいることの現れです。

登米市社協では、広報誌のみならず行政の防災無線利用や、コミュニティＦＭなどの活用を図り、又、他の相談機関と合同で実施しています。

≪課題≫

身近で誰もが気軽に相談できる相談窓口の充実が求められています。複雑かつ多様化している相談内容に迅速に対応できるよう、各相談事業を実施している関係機関との連携により、相談者に対する支援体制を強化する必要があります。

また、対応する生活相談員や相談窓口職員の相談技術向上のための研修会や、相談に関する情報を幅広い方法により周知し、地域住民にわかりやすく的確に情報を伝える仕組みをつくる必要があります。

≪推進目標≫

近年、相談内容も福祉サービスや保健・医療・教育・就労など多岐にわたる相談が多くなっています。地域住民からの相談にきめ細かな対応ができる体制を整備し、だれでも気軽に利用しやすい相談窓口とし、対応する相談員と職員の資質の向上を図ります。

専門的相談に対しては、関係機関との総合相談ネットワーク体制を整備します。

【生活相談所実績】

	迫	登米	東和	中田	豊里	米山	石越	南方	津山	計
22 年度 開設日数	12 日	12 日	12 日	10 日	11 日	12 日	12 日	12 日	12 日	105 日
延相談件数	8 件	24 件	0 件	38 件	4 件	4 件	9 件	3 件	1 件	91 件
23 年度 開設日数	11 日	12 日	12 日	10 日	12 日	12 日	12 日	11 日	12 日	104 日
延相談件数	9 件	5 件	1 件	25 件	3 件	2 件	1 件	2 件	4 件	52 件

【法律相談所実績】

	迫	登米	東和	中田	豊里	米山	石越	南方	津山	計
22 年度 開設日数	2 日	1 日	1 日	2 日	1 日	1 日	1 日	2 日	1 日	12 日
延相談件数	14 件	4 件	6 件	8 件	7 件	8 件	5 件	15 件	8 件	75 件
23 年度 開設日数	2 日	1 日	1 日	3 日	1 日	1 日	1 日	1 日	1 日	12 日
延相談件数	15 件	3 件	7 件	19 件	4 件	8 件	7 件	6 件	6 件	75 件

（注：１回の相談対応件数は８件。２名の司法書士が対応。）

≪具体的取り組み≫

実施項目：　①相談体制の充実

達成度	C

反省と課題	後期計画の取り組み
各支所で毎月開催しているため、住民が気軽に相談できる体制にありますが、相談場所や相談の時間帯など、相談者のニーズに合わせた改善が必要です。	相談者が利用しやすい場所・時間帯などを考慮し、電話等による相談体制も強化します。

実施項目：　②相談員等の資質向上

達成度	B

反省と課題	後期計画の取り組み
生活相談員や職員の研修会を開催し、多様な相談に対応しています。	相談員や職員が個々の問題に対応できるよう、専門的知識・技術の習得に向けた研修会を更に充実させます。

実施項目：　③総合相談ネットワークの確立	達成度	B

反省と課題	後期計画の取り組み
消費相談や多重債務相談、境界問題等の専門的内容の相談が増えてきています。	専門的相談に対応するため、他機関と連携を取りながら適切に対応できるよう体制整備を図ります。

実施項目：　④住民への情報提供	達成度	B

反省と課題	後期計画の取り組み
社協だより・支所だよりの広報誌だけでは周知が不十分なため、ホームページや地域の防災無線などを活用し幅広く情報提供し、多くの方へ周知できるように改善しました。	様々な媒体を利用し情報提供を図りながら、民生委員児童委員や関係機関への情報提供も随時行います。

実施項目：　⑤相談内容の管理	達成度	A

反省と課題	後期計画の取り組み
相談内容や個人情報は適正に管理しています。	今後も、守秘義務と個人情報保護を遵守し、相談された内容や個人情報については、適正に管理していきます。

※取り組みの進行計画　　検討期間 ⇨　重点実施 ➡　継続実施 ⇨

実　施　項　目		25 年度	26 年度	27 年度	28 年度
①相談体制の充実	・電話相談等相談体制の強化	➡	⇨	⇨	⇨
②相談員等の資質向上	・研修の更なる充実	➡	⇨	⇨	⇨
③総合相談ネットワークの確立	・他機関との連携強化と体制整備	⇨	⇨	⇨	⇨
④住民への情報提供	・様々な媒体を利用した情報提供	⇨	⇨	⇨	⇨
⑤相談内容の管理	・継続して適正に管理	⇨	⇨	⇨	⇨

≪役割分担≫

○地域住民・地域組織等の役割

・悩みを抱えている人の情報把握と相談機関への紹介
・気軽に相談できる環境づくりへの協力

○社協の役割

・わかりやすい相談窓口と、だれでも気軽に相談できる体制づくり
・各相談機関と総合相談ネットワークの構築と、相談に対する迅速な対応と支援
・相談員や職員の専門的知識・技術の習得に向けた研修への参加促進
・広報紙等を活用したわかりやすい情報提供
・子育て支援相談にも対応できるよう体制整備
・プライバシーの保護と個人情報の徹底管理

（２）生活福祉を向上させる支援と善意の保管・運用

≪見直し時の現状≫

低所得者・障害者世帯等への資金貸付制度として、生活福祉資金・生活安定資金貸付制度を実施しており、本部に専門の貸付資金担当職員を配置して申請事務や償還状況管理を行っています。生活福祉資金では平成２３年の大災害時に被災世帯に対する特例措置が講じられております。

また、歳末たすけあい義援金の配分と善意銀行からの払出による生活支援も行い生活困窮世帯の支援を行っています。

【生活福祉資金・生活安定資金貸付状況】

資金名／年度	生活福祉資金		生活安定資金	
	貸付件数	貸付金額	貸付件数	貸付金額
２１年度	１７件	１２，４６３，０００円	４０件	２，２４１，０００円
２２年度	６件	４，１２６，０００円	２６件	１，３８８，０００円
２３年度	６件	５，８９０，０００円	１７件	１，０００，０００円
合　計	２９件	２２，４７９，０００円	８３件	４，６２９，０００円

≪課題≫

震災以降特例貸付による生活復興支援資金の貸付が行われ、被災した低所得世帯の復興支援が行われていますが、相談、貸付、償還指導に多くの時間が割かれました。

歳末たすけあい運動や善意銀行事業では基準が統一されましたが、今後はさらに事業の効率性と迅速性が求められ、マニュアルを作成し共通の基準を示す必要があります。また、関係機関や民生委員児童委員と連携を密にし、問題の早期発見と継続的な支援をし、当該世帯の生活負担の軽減を図りながら、その世帯の更生につなげられるような支援体制づくりも必要です。

≪推進目標≫

①民生委員児童委員と連携し、世帯の生活課題を明確化し必要な資金の貸付と援助指導を行いながら、自立更生と健全な債務管理を行います。
②善意銀行、生活安定資金貸付原資を安全・確実に保管し、効果的に運用します。
③贈呈基準を精査し善意銀行、歳末たすけあい義援金を公平・公正に配分します。

≪具体的取り組み≫

実施項目：　①生活福祉資金・生活安定資金

達成度	B

反省と課題	後期計画の取り組み
登米市社協では借入相談、申請の受け付け、償還指導等を行っていますが、貸付相談の手法や貸付申請の判断基準が統一されていません。	貸付申請時の迅速な対応と、償還滞納ケースでは、専門職員による滞納整理等を行い、又、市内統一した貸付事務を行うよう、貸付相談基本マニュアル（案）を作成します。

実施項目：　②民生委員児童委員と連携し適切な債権管理

達成度	B

反省と課題	後期計画の取り組み
生活福祉資金及び生活安定資金については、制度の創設主旨から民生委員児童委員の協力が必要不可欠であり、借受人の生活福祉の向上を図るためにも、民生委員児童委員の適切な指導助言が必要です。	資金貸付から償還まで民生委員児童委員協議会と連携を密にし、借り受け世帯の生活課題の早期発見と早期解決を図り、健全な債権管理を行うとともに、研修を実施し貸付制度についての理解を深めていきます。

実施項目：　③歳末義援金の給付

達成度	B

反省と課題	後期計画の取り組み
共同募金実績は年々減少の状況にある中、金銭贈呈事業については、公平・公正な配分が求められます。	義援金の贈呈事業については、現行の福祉制度や地域の状況を勘案しながら、更に公平・公正な配分に努めます。

実施項目：　④善意銀行の充実

達成度	A

反省と課題	後期計画の取り組み
緊急性の高い要援護者が多くなっており、緊急支援金支給対象者が増えています。 善意銀行の財源の確保に関する検討が必要です。	生活困窮世帯の緊急時には、金銭による緊急支援金を支給します。 善意銀行の財源については、寄附金の取扱と併せて検討します。

※取り組みの進行計画　　検討期間 ⇨　重点実施 ➡　継続実施 ⇨

実　施　項　目		25 年度	26 年度	27 年度	28 年度
①生活福祉資金・生活安定資金	・貸付申請時の迅速な対応	⇨	⇨	⇨	⇨
	・滞納整理の強化	➡	➡	⇨	⇨
	・貸付に係るマニュアルの作成	➡	⇨	⇨	⇨
②民生委員児童委員と連携し適切な債権管理	・健全な債権管理	➡	⇨	⇨	⇨
	・貸付制度に係る研修会の実施	➡	⇨	⇨	⇨
③歳末義援金の給付	・公平かつ公正な配分	⇨	⇨	⇨	⇨
④善意銀行の充実	・金銭による緊急支援金の支給	⇨	⇨	⇨	⇨
	・財源確保について検討	⇨	➡	⇨	⇨

≪役割分担≫

○社協の役割

・相談者の希望に沿った制度活用の助言、指導、支援
・各種貸付制度の周知と、相談者に分かりやすい説明
・被災世帯への必要な支援における関係機関との連携強化

登米市社会福祉協議会強化発展計画（後期計画）

第１章　総論

１　計画理念

前期計画に定めたとおり、地域福祉活動計画を達成するためには、地域福祉の中核である登米市社協の強化発展計画は、必要不可欠なものです。登米市社協強化発展計画前期計画（平成２１年度～平成２４年度）の見直しによる課題解決に向けて後期計画では、本会の活動基盤の整備を図り、安心・安全な地域づくりをさらに目指します。

また、後期計画期間中には、本会が合併から１０年の節目の年（平成２６年度）を迎えることにもなり、地域に根ざした組織として、基本理念『一人ひとりの力を合わせ、みんなの幸せのために』の達成に向け、住民とともに活動基盤の強化と充実を図る計画とします。

２　計画期間

後期計画期間は、平成２５年度から平成２８年度までの４年間とします。

なお、後期計画期間中にモニタリング等を随時行うとともに、各種委員会等の意見を聴取し、必要に応じ計画のローリング又は計画変更ができるものとします。

３　登米市社協の強化

前期計画４年間の反省と課題を踏まえ、登米市社協として

(1) 組織・事務局体制及び財政基盤の強化

(2) 地域福祉活動の充実強化

(3) 介護保険事業の強化推進

(4) 障害者自立支援法から障害者総合支援法への法改正に伴う新たな支援体制

(5) 必要な情報の提供活動

上記５点を強化発展の目標とし、さらにきめ細かな住民本位の社会福祉事業の展開を目指します。しかし、それぞれの目標達成には、社会環境の変化に伴い住民ニーズも変わり、また法・制度改正など、福祉を取り巻く環境は、常に変化することが予想されますので、柔軟に対応できる組織強化を図りながら、目標達成に向けた社会福祉事業の計画と強化を図ります。

子どもから高齢者までの幅広い分野でのサービス提供しています

（１）組織・事務局体制及び財政基盤の強化

１）組織体制の強化

≪見直し時の現状≫

地域密着型特別養護老人ホーム等を新設し、前期計画当初の１本部・９支所・１４事業所から１本部３課・９支所・１６事業所に組織が拡大しており、今後の事業規模にも対応できる組織体制整備を進めています。

また、平成２３年３月１１日に発生した東日本大震災の想像し得なかった災害の経験から、災害ボランティアセンターの重要性を再認識するとともに、組織としての災害に対するこれまでの備えの考え方を新たにした体制を進めています。

これらを支える財政基盤確立に向け、計画的に健全経営、組織づくりを進めています。

社会福祉法人登米市社会福祉協議会組織図

平成25年3月31日現在

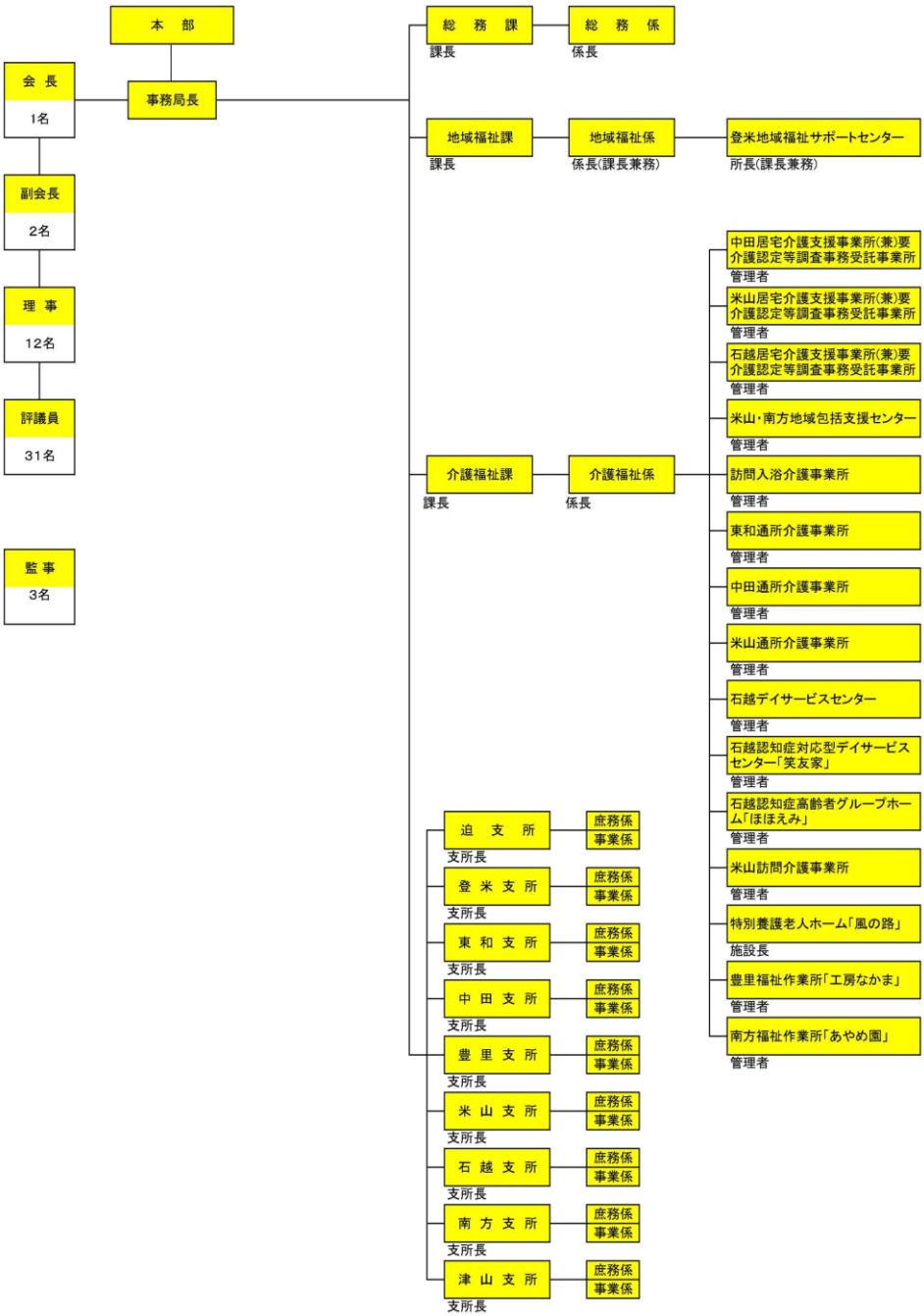

≪課題≫

介護保険法が施行されたことにより、社会福祉法人格をもった事業所は、市内でも多く設立されており、本会もその１つに思われがちですが、社協は住民により構成される会員組織として、生活の安心安全を確保する組織としての位置にあることを明確化する必要があります。

事業が拡大する中で財政規模も大きくなり、特に介護保険事業等については、経営基盤を確立し、経営分析等による健全な財政運営が必要です。

≪推進目標≫

本会は、住民組織としての民間団体であり、住民の福祉向上のため会員である住民、役職員等及び関係機関･団体それぞれの役割分担を明確にし、住民参加による社会福祉事業を展開します。

公益的団体としての透明性の確保と安定した事業展開を図るために、役職員の情報共有・研修等を計画的に取り入れ、経営能力を強化し、社会環境の変化に柔軟な対応ができる組織体制基盤を構築します。

≪具体的取り組み≫

実施項目：　①理事会・評議員会の機能強化	達成度	C

反省と課題	後期計画の取り組み
理事会・評議員会の開催は、法令、指導監査基準に則り議案提出、審議、決定し、定例開催だけではなく、必要な審議事項については、随時開催し決定しています。 事業及び予算規模が大きくなっている現状から、理事会は経営の安定を図るため、執行機関としての位置付けを明確にすべきです。 また、議決機関である評議員会の出席率が低い状況にあり、法人指導監査の指摘事項ともなっていますので、出席率を高める必要があります。	より充実した運営・経営を図るため、理事の役割・評議員の役割を明確にします。 評議員の選出方法の改善や開催日程を調整するなどして、出席率を上げ、住民の声が反映される組織運営・経営をします。

【役員機構】

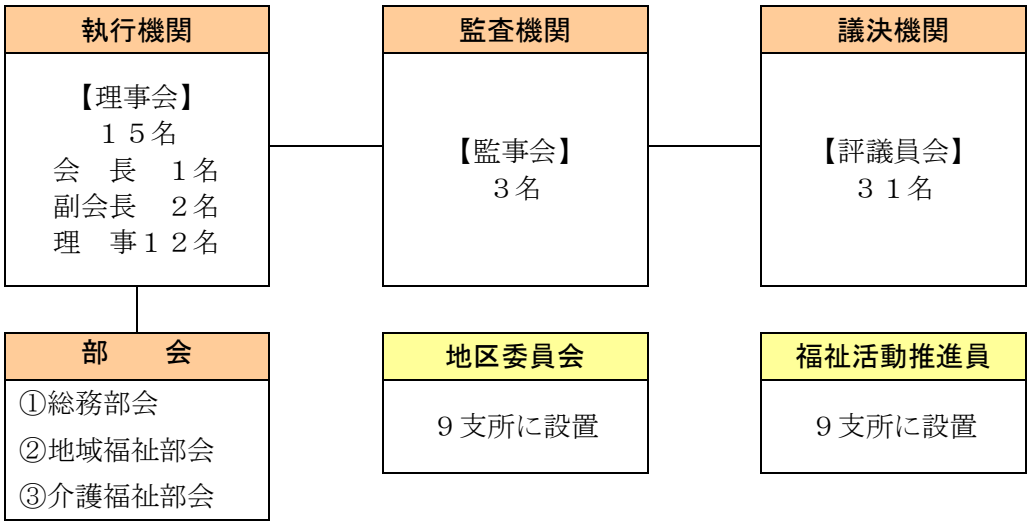

実施項目：　②監査機能の充実と外部監査の導入	達成度	B

反省と課題	後期計画の取り組み
監査での指摘事項は随時改善しています。 外部監査については、平成２２年度に顧問税	社会福祉法人を取り巻く環境が法改正等日々変化する中、本会の経営規模が大きくなっ

理士を委嘱し、税に対する指導を受けています。 介護保険事業等については、安定経営のためにも経営分析を含めた外部監査機能が必要となってきています。	ていますので、監事の研修会参加等を積極的に進め、監査機能の充実を図るとともに、介護保険事業等の経営を基本とする事業の展開については、外部監査機能の充実を図っていきます。

実施項目：　③各種部会・委員会の開催　達成度　C

反省と課題	後期計画の取り組み
部会は、総務部会、地域福祉部会、介護福祉部会の３部会で構成され、各部の専門的な事項を協議する場としています。委員会は、主に事業展開における意見等を聴く場となっています。 部会・委員会によっては、開催回数が少ないこともあり、十分な議論をする時間が取れませんでした。	地域福祉の推進や介護保険事業等の経営の在り方等について、各委員から意見・助言を受ける機会を増やすとともに、研修会等の開催により、事業の内容や推進体制がさらに充実強化されるよう努めます。

実施項目：　④役員向けの計画的な研修の実施　達成度　C

反省と課題	後期計画の取り組み
役員に対する内部および外部研修は実施していますが、専門的な内容についての研修が十分ではありませんでした。評議員に対する研修はほとんど開催されていません。 本会をより理解し、運営・経営に当たるためにも、役員及び評議員に対する計画的な研修の開催が必要です。	本会の組織体制や運営、経営が十分理解され、適切な運営や方針決定がなされるよう研修を計画的に実施します。

実施項目：　⑤役職員間の情報共有化の推進　達成度　C

反省と課題	後期計画の取り組み
各種会議では、提案した審議・協議事項について情報提供を図り、決定又は意見をいただいていますが、役職員間での情報の共有化の面では不十分でした。	役職員の情報交換の場を定期的に開催し、組織及び事業の現状把握と課題等について、情報の共有化を図ります。 又、役員等関係者からの情報提供等についての要望に応えられるよう、資料等を整備します。

実施項目：　⑥経営責任の明確化と役員報酬のあり方　達成度　E

反省と課題	後期計画の取り組み
役員の経営責任と、それに対する報酬についてはこれまで検討されてきませんでした。 事業・予算が拡大している中、経営責任は大きくなっていますが、それに見合う役員報酬の検討が必要です。ただし、経営状況も踏まえた判断が必要です。	役員の経営責任の明確化を図るとともに、職責に見合う役員報酬のあり方について、経営状況も踏まえて検討します。

実施項目：　⑦柔軟に対応できる機構の構築	達成度	C

反省と課題	後期計画の取り組み
社協を取り巻く環境は、常に変化している状況で、本会の組織機構及び事務機構も、その変化に柔軟に対応していく必要があります。	新しい福祉の流れや社会の動向を的確に認識し、社会経済状況、福祉ニーズ、福祉関連法・制度の変化等に柔軟に対応できるよう努めます。

実施項目：　⑧経営状況に対する外部診断の導入	達成度	D

反省と課題	後期計画の取り組み
職員レベルで本会の経営分析及び介護保険事業等の健全化計画の検討を進めていますが、具体的経営分析までには至っていません。 中・長期計画策定のためにも経営についての専門機関の診断が必要です。	組織内部での経営分析を定期的に実施し、組織の経営健全化計画及び中・長期計画策定の指針を示すためにも、外部診断の導入を図ります。

実施項目：　⑨福祉活動推進員の充実	達成度	C

反省と課題	後期計画の取り組み
福祉活動推進員の活動は、これまでの役割に加え、小地域ネットワーク活動や災害時の地域支援活動など広がりつつありますが、その位置づけ・役割の統一化はまだなされておりません。 行政区によっては班長があて職となっている場合もありますが、あて職による短期間の委嘱は多くの方に本会と関わっていただくことでもあり、PR にも繋がるという利点もあります。	福祉活動推進員は、地域住民と本会とのパイプ役として、また地域活動の中核として、活動を活発に推進する重要な役割であると理解していただけるよう、研修等を実施し、役割の明確化と活動の充実強化を図ります。

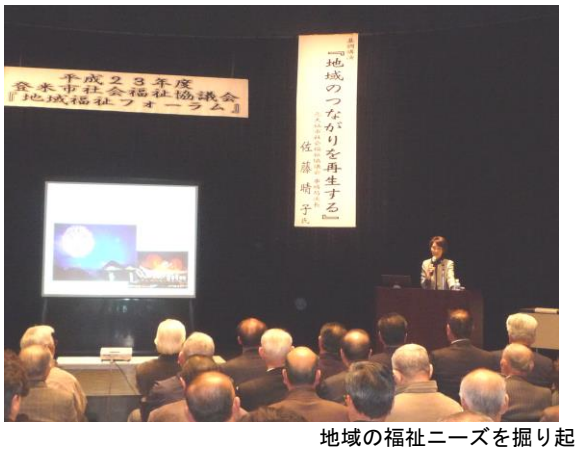

地域の福祉ニーズを掘り起こし、様々なサービスに繋げます

実施項目：　⑩関係機関・組織・団体との協働と連携強化	達成度	B

反省と課題	後期計画の取り組み
福祉ニーズの多様化により、多方面にわたる関係機関・組織・団体との関わり方増えて	本会活動の充実、そして本計画を具体的に推進するためにも、登米市及び地域住民はもとよ

きています。 　又、登米市地域福祉計画において登米市と本会との連携強化が掲げられており、今後さらなる協働・連携を強化する必要があります。	り、多くの関係機関・組織団体との協働・連携を強化します。

※取り組みの進行計画　　検討期間 ⇨　重点実施 ➡　継続実施 ⇨

実　施　項　目		25 年度	26 年度	27 年度	28 年度
①理事会・評議員会の機能強化	・理事・評議員の役割を明確化	⇨	➡	⇨	⇨
	・会議の出席率の向上	➡	⇨	⇨	⇨
②監査機能の充実と外部監査の導入	・監事に対する研修会の実施	⇨	➡	⇨	⇨
	・外部監査機能の充実	⇨	⇨	➡	⇨
③各種部会・委員会の開催	・会議等開催回数の増	➡	⇨	⇨	⇨
	・推進体制の充実強化	➡	⇨	⇨	⇨
④役員向けの計画的な研修の実施	・研修の計画的な実施	⇨	➡	⇨	⇨
⑤役職員間の情報共有化の推進	・情報交換の場を定期的に設定	➡	⇨	➡	⇨
	・情報提供機能の整備	⇨	⇨	➡	⇨
⑥経営責任の明確化と役員報酬のあり方	・経営責任の明確化	⇨	⇨	➡	⇨
	・役員報酬のあり方の検討	⇨	⇨	➡	⇨
⑦柔軟に対応できる機構の構築	・社会状況やニーズの変化への柔軟な対応	⇨	⇨	⇨	⇨
⑧経営状況に対する外部診断の導入	・定期的な経営分析実施	⇨	➡	➡	➡
	・外部診断の導入	⇨	⇨	⇨	⇨
⑨福祉活動推進員の充実	・研修等の実施	➡	⇨	⇨	⇨
	・役割の明確化と活動充実強化	➡	⇨	⇨	⇨
⑩関係機関・組織・団体との協働と連携強化	・関係機関・組織等との協働と連携	⇨	➡	⇨	⇨

※検討期間が４年間に渡るものは、具体的に改善等の必要性が生じた場合、その都度迅速に対応することとします。

２）事務局体制の強化

≪見直し時の現状≫

　本会の事務機構は本部と９支所で構成されています。平成２１年４月１日に事務機構の一部を改正し、本部を総務課、地域福祉課、介護福祉課の３課３係体制に、支所は２係体制とし、それまで支所の介護保険係と事業係に所属していた介護保険事業所と福祉作業所を本部介護福祉課介護福祉係の直轄に再編しています。

　平成２５年３月３１日現在の職員数は、正規職員６５名（一般職４２名、現業職２３名）、嘱託職員３１名、臨時職員６６名、非常勤職員１２４名の合計２８６名となっています。

【P39 表参照】

≪課題≫

　本会の事業規模は、日常生活自立支援事業の宮城県社会福祉協議会からの全面受託や地域密着型特別養護老人ホーム等の開所に見られるように、年々拡大しています。事業規模の拡大は、社

会的な期待と責任の大きさの表れですが、これに伴う職員数の増によって、事業所ごとに管理体制をとる必要性が生じ、その雇用形態や職種が多様化するなか、職員一人ひとりが社協職員としての価値観や基本的な考え方を共有していかなければなりません。また、自己研鑽や専門性を高め、部所間の情報共有に努め、互いの役割を認識し、職員間・部所間の垣根を越えたチームワークにより業務を遂行することが重要となっています。

さらに、本会は財政面やコスト管理といった観点から、非正規職員を多く雇用せざるを得ない状況にあります。非正規職員といえども本会の基幹的職員である以上、身分保障や処遇改善に努力していく必要があります。すべての職員が、本会の職員として住民の信頼や社会的な期待に応えるためには、人事考課制度の導入や非正規職員の正規職員登用等、適正な人事管理体制の確立に取り組むことが大切な課題となっています。

≪推進目標≫

本会がその使命を果たすため、職員一人ひとりが、住民主体の理念に代表される社協職員としての価値観を共有し、内部研修・外部研修の充実等研修体系を確立し、専門性の高い職員の育成と同時に住民や関係機関・団体、行政等からの社会的な期待に応えていくことができる人材の育成に努めます。

また、職員のやる気を引き出す加点方式の人事考課制度の導入や、非正規職員から正規職員への登用を含めたキャリアパスの導入、及び計画的な職員採用により、適正な定数管理を行い、組織としての職階や年齢バランスの良い人事管理を図ります。

≪具体的取り組み≫

実施項目：　①適正な人事労務管理の実施	達成度	C

反省と課題	後期計画の取り組み
職員採用については、本部主導で求人、選考を行なっています。また、公募により非常勤職員から臨時職員等への登用試験も行なっています。労務管理については、所属長の指揮命令により実施しています。 臨時職員等は、経験年数や資格、能力に応じた正規職員への登用基準が整備されていないため、優秀な人材の外部流出が発生しています。正規職員については、経験年数などに応じた職責を認識し、自己の役割と責任を自覚した業務遂行が必要となっています。	必要な人材が確保できるよう、外部からの求人募集のほか、優秀な人材が外部へ流出しないよう、職務（仕事内容、レベル、能力、資格）、経験等に応じ、正規職員への登用を含めたキャリアパス体系を確立して、昇進・昇格体系や給与体系を整備し、労働関係法令の遵守はもとより適正な人事労務管理を図ります。 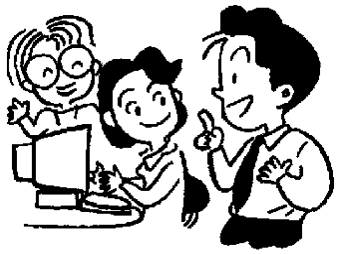

実施項目：　②人事労務管理体制の強化	達成度	B

反省と課題	後期計画の取り組み
限られた人材の中で組織の活性化を図るには、職員の能力開発が必要です。近年日本の人事制度は、年功序列型から能力主義型人事へと変わってきています。 現在策定委員会を設置し、人事考課制度の導入に向けて規程、要領、マニュアル、考課シート等について検討しています。	職員のやる気を引き出す加点方式の人事考課制度を導入し、職員の能力開発と組織の活性化を図り、能力・実績を重視した人材育成型の人事労務管理体制を構築します。人事考課制度については、平成２５年度より試行的に実施予定です。

実施項目：　③事業規模に応じた適正な職員配置

達成度	C

反省と課題	後期計画の取り組み
職員定数規程が整備されていないため、臨時職員等を多く雇用している状況にあります。全職員に対する正規職員の占める割合は２３．３％ですが、管理的立場にある福祉作業所管理者と特養施設長に嘱託職員を充てざるを得ない状況となっています。	正規職員は法人運営部門、地域福祉推進部門、介護福祉サービス部門及び障害者福祉サービス部門ごとの定数管理とし、利用定員及び利用者の状況により、臨時職員等を任用し、事業が効率的かつ安定的に展開できるよう、適正な職員配置を図ります。

【職員数】　（平成２５年３月３１日現在）

区分	事　業　名	正規職員		臨時職員等			計
		一般職	現業職	嘱　託	臨　時	非常勤	
法人運営・地域福祉推進部門	本部（総務課・地域福祉課）	6	1	4	4	6	21
	迫　支　所	2		2		6	10
	登米支所	2		1		3	6
	東和支所	1		1	2	6	10
	中田支所	3		1		6	10
	豊里支所　※（注）	2			1	3	6
	米山支所	2		1		3	6
	石越支所	1		1	1	3	6
	南方支所	1		1		5	7
	津山支所	1		1		3	5
	小　計	21	1	13	8	44	87
介護福祉サービス障害者福祉サービス部門	介護保険運営事業（介護福祉課）	3			4		7
	地域包括支援センター事業	3				1	4
	中田居宅介護支援事業	2		4			6
	米山居宅介護支援事業	3		2			5
	石越居宅介護支援事業	2		3		1	6
	訪問入浴介護事業	2	1		2	8	13
	米山訪問介護事業		2		3	10	15
	東和通所介護事業		3		1	11	15
	中田通所介護事業		2		5	5	12
	米山通所介護事業		3		6	8	17
	石越デイサービス事業	1	4		6	10	21
	石越認知症対応デイサービス事業		1		3		4
	石越グループホーム事業		3		4	4	11
	特別養護老人ホーム事業	5	3	1	22	22	53
	豊里福祉作業所運営事業			4	1		5
	南方福祉作業所運営事業			4	1		5
	小　計	21	22	18	54	80	199
合　計		42	23	31	66	124	286

※（注）全支所の支所長（一般職）はすべて兼務となり、町域順番の若い方に人数をカウントしています。

実施項目：　④計画的な研修体制の確立

達成度	D

反省と課題	後期計画の取り組み
平成２２年度に研修要綱、研修基準、研修マニュアルを策定しましたが、現状は県社協等が	職員の専門性の向上を図るため、初任者、中堅者、管理者等に区分した研修体系（内部研修

主催する外部研修への参加が主体となり、新規採用職員等への内部研修が行なわれていません。 　内部研修体系が確立されていないため、初任者研修を含めた内部研修の体系化を進める必要があります。	及び外部研修）を構築し、キャリアパスの観点から資格取得を奨励します。

実施項目：　⑤事務・事業推進方法の整理・マニュアル化

達成度	C

反省と課題	後期計画の取り組み
事務・事業や業務の取り扱いについて、マニュアルが完了しているものもありますが、未整備のものや、見直しが必要なものもあります。	各種事務・事業の担当者会議を開催し、事務処理及び事業の推進方法の統一化を図ります。また、必要なマニュアルの作成や、見直しを進めます。

実施項目：　⑥業務・情報処理の効率化とＩＴ技術の向上

達成度	B

反省と課題	後期計画の取り組み
本会では財務会計システム、会員会費システム、介護保険システム及び自立支援システムを導入し、本部サーバによるデータ管理や報酬・利用料等の一元管理を行なっています。 　グループウェアによる支所及び事業所間の拠点間ネットワークを活用し、徐々に事務処理の統一化が図られてきていますが、職員個々のレベルには格差が生じています。	ＯＡ機器の活用による業務の効率的運用と情報の共有化を図るとともに、支所及び事業所間の拠点間ネットワークを活用し、事務処理・データ保存の統一化を図ります。 　また、ＩＴ研修会を計画的に開催し、ＰＣ操作等情報処理技術の向上を図ります。

※取り組みの進行計画

検討期間 ⇨　重点実施 ➡　継続実施 ⇨

実　施　項　目		25 年度	26 年度	27 年度	28 年度
①適正な人事労務管理の実施	・キャリアパス体系の確立	⇨	➡	➡	
	・適正な人事労務管理	⇨	➡	➡	
②事務管理体制の強化	・人事考課制度の導入	➡	➡	⇨	
	・人事労務管理体制の構築	⇨	➡	⇨	
③事業規模に応じた適正な職員配置	・職員の定数管理	⇨	➡	⇨	
	・適正な職員配置	⇨	➡	⇨	
④計画的な研修体制の確立	・研修体系の構築	➡	➡	⇨	
	・職員の資格取得奨励	➡	➡	⇨	
⑤事務・事業推進方法の整理・マニュアル化	・事務処理及び事業推進の統一化	⇨	⇨	⇨	
	・各種マニュアルの作成と見直し	⇨	⇨	⇨	
⑥業務・情報処理の効率化と IT 技術の向上	・事務処理・データ保存の統一化	⇨	⇨	⇨	
	・計画的なＩＴ研修会の開催	➡	⇨	⇨	

３）事業展開に必要な拠点施設の確保

≪見直し時の現状≫

本部、各支所、介護保険事業所、福祉作業所は合併時より庁舎の一角を借用していたり、管理運営の受託事業であったり、指定管理者制度により指定管理者として施設借用している状況です。

９支所と介護保険事業所の総括である本部事務所は迫老人福祉センターの一室を使用しておりますが、手狭になってきており、相談業務や会議等社協運営事業の場としてはスペース的にも不十分な状態です。

≪課題≫

各福祉センターについては、ほとんどが老朽化しており、年々建物・設備等の修繕が増えてきています。市との協定で小規模修繕（１件１０万未満）については、指定管理者側で行うことになっており、財源の捻出に苦慮しています。

平成２４年度から３カ年の指定期間で、介護保険事業施設においては譲渡や廃止という市の意向が示されています。大規模修繕については市へ要望を出して対応していますが、今後の社協の運営に大きな影響が出てくるものと考えられます。介護保険事業施設同様に各福祉センターの指定管理施設においても、譲渡になった場合、管理運営に必要な収益を生み出せないため、独自で施設の維持管理をしていくことは大変困難なことであると予想されます。

≪推進目標≫

本部・支所を置く福祉センター等は、本会の総合的地域福祉の活動拠点であり、住民の地域福祉活動の場となる施設として活用していきます。

介護保険事業等のサービス事業所は、地域に密着し、利用者に満足していただけるサービス提供が図れる場にしていきます。

また、登米市から意向を示されている指定管理施設の譲渡等については、早急かつ十分に登米市と協議していきます。

登米市社協本部・支所、事業所施設一覧

〔行政管理施設内〕

支所・事業所名	拠点施設名
豊　里　支　所	豊里高齢者趣味の交流館
南　方　支　所	南方庁舎
津　山　支　所	津山老人福祉センター
米山・南方地域包括支援センター	米山総合支所

〔社協指定管理施設内〕

支所・事業所名	拠点施設名
本部・迫支所	迫老人福祉センター
登米支所	登米老人福祉センター
東和支所	東和地域福祉センター
東和デイサービスセンター	東和地域福祉センター
中田支所（中田通所介護事業所・中田居宅介護支援事業所）	中田老人福祉センター
米山支所（米山訪問介護事業所・米山居宅介護支援事業所）	米山総合保健福祉センター
米山デイサービスセンター	米山総合保健福祉センター併設
石越支所（石越居宅介護支援事業所）	石越福祉センター
石越デイサービスセンター	石越福祉センター併設
石越認知症高齢者グループホーム「ほほえみ」	単独施設

豊里福祉作業所「工房なかま」	単独施設
南方福祉作業所「あやめ園」	単独施設

〔社協独自施設〕

事業所名	設置町域名
地域密着型特別養護老人ホーム「風の路」	石越町
石越認知症対応型デイサービスセンター「笑友家」	石越町

〔民間事業所賃貸施設〕

支所・事業所名	拠点施設名
訪問入浴介護事業所	旧シルバー人材センター（中田町上沼）

≪具体的取り組み≫

実施項目：　①多くの住民に利用される施設サービスの向上　達成度　**B**

反省と課題	後期計画の取り組み
社協主催事業の施設利用だけではなく、住民が主体となって行う事業へ積極的に協力し、多くの住民に利用される施設運営を行う必要があります。	地域の特性を生かし、開放された施設として住民が気軽に立ち寄り、利用できる地域福祉事業の展開と、福祉サービスの提供を推進します。

実施項目：　②指定管理者としての責任ある施設管理体制の整備　達成度　**B**

反省と課題	後期計画の取り組み
指定管理費の予算項目に修繕費は予算措置されていませんが、指定管理者という責任があるため小規模修繕については指定管理者側で行っており、他予算の中から捻出しなければならないこともあり、法人全体として経費節減に努めています。又、介護保険事業を実施している指定管理施設では１００万円未満の修繕は指定管理者側で負担しなければならず、修繕の必要が生じた場合は財政上大きな負担となります。	住民が安心して利用できる施設管理のため、適正な施設管理体制の整備と経費節減の徹底を図ります。 指定管理施設の整備については、登米市と十分に協議し、早急な対応を図ります。

実施項目：　③行政との連携強化の推進　達成度　**B**

反省と課題	後期計画の取り組み
行政の理解と協力を得ながら本会の活動拠点として施設を確保する必要があり、特に福祉センターで展開する地域福祉事業については、行政との連携が必要不可欠です。 一方、施設の維持管理費については大きな課題があり、指定管理施設の譲渡については、登米市と早い時点の協議が必要です。	登米市の理解と協力をいただきながら、住民主体の地域福祉事業を展開する活動拠点とするため、施設管理等について継続的に登米市と協議していきます。 譲渡について提示があった場合は、速やかに条件等について登米市と協議します。

※取り組みの進行計画　　検討期間 ⇨　重点実施 ➡　継続実施 ⇨

実　施　項　目		25 年度	26 年度	27 年度	28 年度
①多くの住民に利用される施設サービスの向上	・地域に開放された施設	⇨	⇨	⇨	⇨
②指定管理者としての責任ある施設管理体制の整備	・適正な施設管理体制の整備	⇨	⇨	⇨	⇨
	・指定管理施設修繕について市と協議	➡	➡	⇨	⇨
③行政との連携強化の推進	・地域福祉事業の活動拠点の確保	⇨	➡	⇨	⇨

４）財政基盤の強化

≪見直し時の現状≫

東日本大震災の影響もあり、経済状況や行財政改革、社会福祉の構造改革の動向は以前にもまして更に深刻化してきています。本会においては地域住民や企業からの会費や共同募金配分金及び寄付金、また登米市からの補助金や受託金、そして介護保険事業等の介護報酬を財源として運営しています。しかし、会費、共同募金配分金や補助金は年々減少しているため、これらを財源として事業をおこなっている本会では法人運営とともに地域福祉事業の推進は財源的に厳しくなってきており、介護保険事業の収入に依存せざるを得ない状況です。

こうした財源的動向にある本会では、現在経営分析や経営診断について、部会や運営検討委員会で協議を進めています。

【会費等年度別実績推移】　　（単位：円）

	21 年度	22 年度	23 年度
１．会　　費	30,038,000	29,715,900	29,409,800
２．市　補　助　金	134,464,796	126,097,000	124,458,626
３．共同募金配分金	15,594,637	17,767,318	16,728,204
合　　計	180,097,433	173,880,218	170,596,630

≪課題≫

本会の会員会費、共同募金配分金の減少については、不況や震災の影響を受けたことに伴う離職等による収入の減少や、人間関係の希薄化により「共助」に対する思いが少なくなったことも関係していると思われます。

また、介護保険事業については、登米市内は介護保険事業所が増加している状況です。介護保険制度が施行されて１２年が経過した今日、住民の介護保険に対する権利意識も高まり、『社協』という看板だけでは、利用者の確保は難しくなっています。

こうした現況について、今後理事会・評議員会・地区委員会では会員の拡充や共同募金事業のあり方、介護保険事業の安定的な経営の取り組みについて協議していく必要があります。財政基盤の強化は、法人の運営はもちろん地域住民の福祉向上や地域福祉の推進に欠くことのできない重要な事項であるとの共通認識のもと、具体的な改善策や新規事業について検討される必要がありますが、前期計画期間中では具体策等について結果が出されませんでした。

≪推進目標≫

登米市からの補助金については人件費補助のみとなっていますが、地域福祉活動の意義について理解を得ながら補助金の確保に努めます。

又、会費・共同募金ついては、住民の理解を得られるように努め、寄付金をはじめとした新たな民間財源として自主財源の確保に努めます。

介護保険事業所等の経営課題、改善計画については、各部会や運営検討委員会等で検討し具体案を示します。

財源確保に向けて、役職員の参画する経営管理会議等の設置や、第三者によるサービス評価の導入と健全経営のできる体制整備、そして財政的自立に向けた新規事業の開拓など財政基盤の強化に努めます。

≪具体的取り組み≫

実施項目：　①会員・会費制の拡充

達成度	C

反省と課題	後期計画の取り組み
社協の存在意義や実施事業の啓発の為、毎戸に PR チラシを発行しており、行政区に対しても会費の納入状況に応じて地域活性化事業助成金を交付するなど地域福祉の推進に努めていますが、合併当初から年々、一般会員の加入世帯は減少しており、現状のままでは事業の廃止や縮小につながりかねません。 特別会員・賛助会員については、各支所並びに地区委員の努力により伸びておりますが入退会の変動があります。 会費納入が互助・助け合い的な意識から変わってきており、会員と非会員の違い、会員の特典等についてや一般会員・賛助会員・特別会員のあり方、会費額の見直し等が検討課題としてあげられます。	会費収入の増を目標に、社会福祉協議会が地域住民の福祉向上や地域福祉の推進のため地域福祉事業をおこなっていることを周知するため、地域に出向き(地区座談会等)、会員会費制についての理解を得るよう努めます。 会員会費のあり方等について検討するとともに、特別会員及び賛助会員による事業参画を推進します。

実施項目：　②介護保険等事業の推進

達成度	C

反省と課題	後期計画の取り組み
介護保険等事業による収益は、本会の大きな財源となっています。平成２３年度に地域密着型特別養護老人ホーム開所、平成２４年度に障害者ケアホームの建設着手と新規事業に取り組んできました。 これまで、理事による介護福祉部会や職員による介護保険事業専門部会を定期的に開催してきましたが、経営に関する検討はなされてきませんでした。	役職員の経営意識を高めるため、専門的な研修会を開催するとともに、経営分析による経営状況の把握と適正な事業運営を図るために必要な会議を開催し、安定的な経営に努めます。 さらに、現在実施している事業を精査し、住民に必要とされる介護保険等事業を推進します。

実施項目：　③共同募金運動の促進

達成度	B

反省と課題	後期計画の取り組み
経済不況や大震災の影響もあり、戸別募金は減少傾向にあり、ハートフルベンダー（自動販売機募金）やプルタブ収集、チャリティバザーの益金を共同募金に充ててきましたが、戸別募金の減少分を補完するには至っていません。	行政区に対する共同募金運動の PR や、住民が身近に感じられる募金活動の普及を図るとともに、ハートフルベンダーの新規設置を推めるなど、募金運動の強化を図ります。

実施項目：　④補助金、受託金、各種助成金の確保

達成度	C

反省と課題	後期計画の取り組み
登米市補助金は計画的に減額されてきておりますが、受託金は、必要額が概ね確保されています。 又、助成金については、現在、県社協からのボランティアセンター推進助成金と宮城労働局からの雇用開発助成金のみです。	法人運営に必要な補助金については、登米市の理解を得ながら、現状維持に努めます。 受託金については、事業展開に必要な額を確保します。 助成金については、他の助成制度を受けられるよう努めます。

実施項目：　⑤寄附金等自主財源の確保

達成度	C

反省と課題	後期計画の取り組み
寄附金は毎年ほぼ 300 万円前後で推移しており、本会の貴重な自主財源となっています。 安定経営を図るため、寄附金以外にも新たな自主財源づくりを進める必要があります。	寄附金の他、新たな自主財源の確保に努めます。 寄附金については、これまでどおり寄附者の意向にそった活用を図ります。

実施項目：　⑥基金及び積立預金の適正な管理と運用

達成度	A

反省と課題	後期計画の取り組み
財政調整基金・介護保険事業基金、備品購入等積立預金、その他積立預金の適正な管理及び運用を図っています。	組織の安定経営向けて、今後更に適正で計画的な管理及び運用を図ります。

２４時間テレビ街頭募金や盲導犬啓発募金など様々な形で募金活動を行っています

※取り組みの進行計画　　検討期間 ⇨　重点実施 ➡　継続実施 ⇨

実　施　項　目		25 年度	26 年度	27 年度	28 年度
①会員・会費制の拡充	・地区座談会等の開催	➡	➡	⇨	⇨
	・会員会費について検討	➡	➡	⇨	⇨
②介護保険事業の推進	・事業運営に必要な会議・研修会の開催	⇨	➡	⇨	⇨
	・住民に必要とされる事業の推進	⇨	⇨	➡	⇨
③共同募金運動の促進	・募金活動の普及	⇨	⇨	⇨	⇨
	・募金運動の強化	➡	⇨	⇨	⇨

④補助金、受託金、各種助成金の確保	・補助金額の現状維持	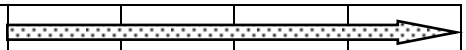
	・受託金の必要額確保	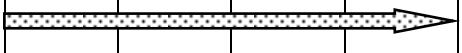
	・他の助成制度の活用	
⑤寄附金等自主財源の確保	・新たな自主財源の確保	
	・寄附者の意向に沿った寄附金の活用	
⑥基金の適正な管理と運用	・適正で計画的な管理及び運用	

（２）地域福祉活動の充実強化

１）住民の地域連携の強化

≪見直し時の現状≫

地域福祉活動は互助の精神が重要となりますが、登米市においては契約講（結）の繋がりにより住民が助け合い、協力し合いながら生活してきました。しかし、価値観の多様化や少子高齢化、人口減少が進み、自治会活動へ参加する住民の減少や担い手の固定化により、結びつきの希薄化がさらに進んでいる状況にあります。

≪課題≫

自治会活動への住民の参加が減少し、地域福祉活動の新たな人材がいないため担い手の固定化が進んでおり、住民互助を基本に地域福祉事業を推進する本会にとって、地域連帯の停滞は大きな課題となっています。

また、あいさつ程度しか付き合いがなかったり、あいさつもしない等地域連帯感の希薄化が進んでいる中、一人暮らし等の高齢者世帯や障がい者世帯、共働き世帯の児童などの孤立化も地域の課題としてあがってきています。

≪推進目標≫

これまで培われてきた「結」の繋がりを大切にし、お互いが助け合い・支えあう地域づくりをめざし、小地域ネットワーク活動を通し、地域で支えあう地域福祉活動の推進をしていきます。

また、地域福祉教育やボランティア活動と連携した研修等を実施し、地域福祉活動の担い手を発掘・育成しながら、活動に参加しやすい環境づくりを進めます。

≪具体的取り組み≫

実施項目：　①小地域ネットワーク活動の全市展開

達成度	C

反省と課題	後期計画の取り組み
本部及び支所に小地域ネットワーク推進協議会を設置し課題等について検討するとともに、活動の中心となる福祉活動推進員等関係者への説明会を開催し、活動を進めていますが、その広がりはまだ十分とはいえません。	地域住民の理解と協力を得て、地域の要援護者を支援し、みんなが安心して生活できるよう、近隣住民が主体となったネットワーク活動を推進します。 事業推進にあたっては、推進協議会等の開催や担い手の育成も併せて進め、継続性をもった活動として、全市展開の実現に向け活動を拡大します。

※取り組みの進行計画　　検討期間 ⇨　重点実施 ➡　継続実施 ⇨

実　施　項　目		25 年度	26 年度	27 年度	28 年度
①小地域ネットワーク活動の全市展開	・ネットワーク活動の推進	➡	⇨	⇨	⇨
	・ネットワーク活動の全市展開	➡	⇨	⇨	⇨

２）自立生活支援の強化

≪見直し時の現状≫

認知症、精神障がい、知的障がいなどの障がい者の日常生活をサポートする『日常生活自立支援事業（まもりーぶ事業)』は、平成２４年度に宮城県社会福祉協議会より日常生活自立支援専門員が身分移管されるなど基幹的社協として全面委託となりました。

障がい者が地域で生活していくためには、地域住民の支援と合わせ、福祉関係機関等との連携を密にし、様々な福祉制度やサービスを有効に利用することが大切ですが、支援を要する人のうち十分なサービスを受けることができない人もおり、地域で生活する上で不利益が生じていることもあります。

≪課題≫

障がい者に対し、自立に向けた支援をしていく上で、より専門的な知識を持った障がい者の自立支援に関わる人材の確保や、資質向上のための研修等が十分に行われていない状況です。

また、日常生活の自立を支援する体制として本部・支所間の共通認識を深めることや、成年後見制度に関わる法人後見への取り組み、さらに各障がい者相談員と連携を図りながら相談事業の充実を図ることが課題となっています。

≪推進目標≫

日常生活自立支援事業の基幹的社協として、また「小地域ネットワーク活動」等住民が主体的に活動する事業の関わりや関係機関との連携を図りながら、さらに地域に即したサービスを提供します。

サービス提供機関として、本部・支所において共通認識を図るとともに実態把握に努め、支援に関わる職員の資質向上に努めます。

さらに障がい者の生活を守る意味からも、障がい者相談事業の充実、成年後見制度における法人後見に向けた検討を進めます。

【成年後見制度年度別利用状況】

年　　度	２１年度	２２年度	２３年度	２４年度
利用件数	９件	６件	８件	１５件

≪具体的取り組み≫

実施項目：　①日常生活自立支援事業の推進　　達成度　**B**

反省と課題	後期計画の取り組み
利用対象者の状況把握のためには、関係機関との情報の共有が必要です。 又、事業に関わる人材の確保と育成、更なる推進を図るための PR 活動を強化するとともに、本会で実施している地域福祉事業との連携も必要です。	利用対象となる住民を把握するため、市総合支所をはじめとする関係機関と情報を共有し、小地域ネットワーク活動をはじめとする福祉サービス事業との連携により包括的な支援を進めます。 さらに、支援に携わる人材の育成と、広報誌やホームページによる PR 活動の強化に努めます。

実施項目：　②成年後見制度における法人後見の検討

達成度	D

反省と課題	後期計画の取り組み
日常生活支援事業の関わりの中で、判断能力が低下している方のために成年後見制度があり、登米市内では、その利用が増加しています。 成年後見制度の利用が増加している中、法人後見の必要性も求められ、本会でも検討していく必要があります。	障がい者等の自立を支援するための成年後見制度における法人後見について、低所得の利用者からは十分な報酬が見込めないため、事業推進に要する費用も含め行政と協議していきます。

※取り組みの進行計画　　検討期間 ⇨　重点実施 ➡　継続実施 ⇨

実　施　項　目		25年度	26年度	27年度	28年度
①日常生活自立支援事業の推進	・包括的な支援の推進	⇨	➡	⇨	⇨
	・事業の周知徹底	➡	➡	⇨	⇨
②成年後見制度における法人後見の検討	・法人後見についての検討	⇨	⇨	⇨	⇨

【成年後見制度に係る行政と社協の役割等】

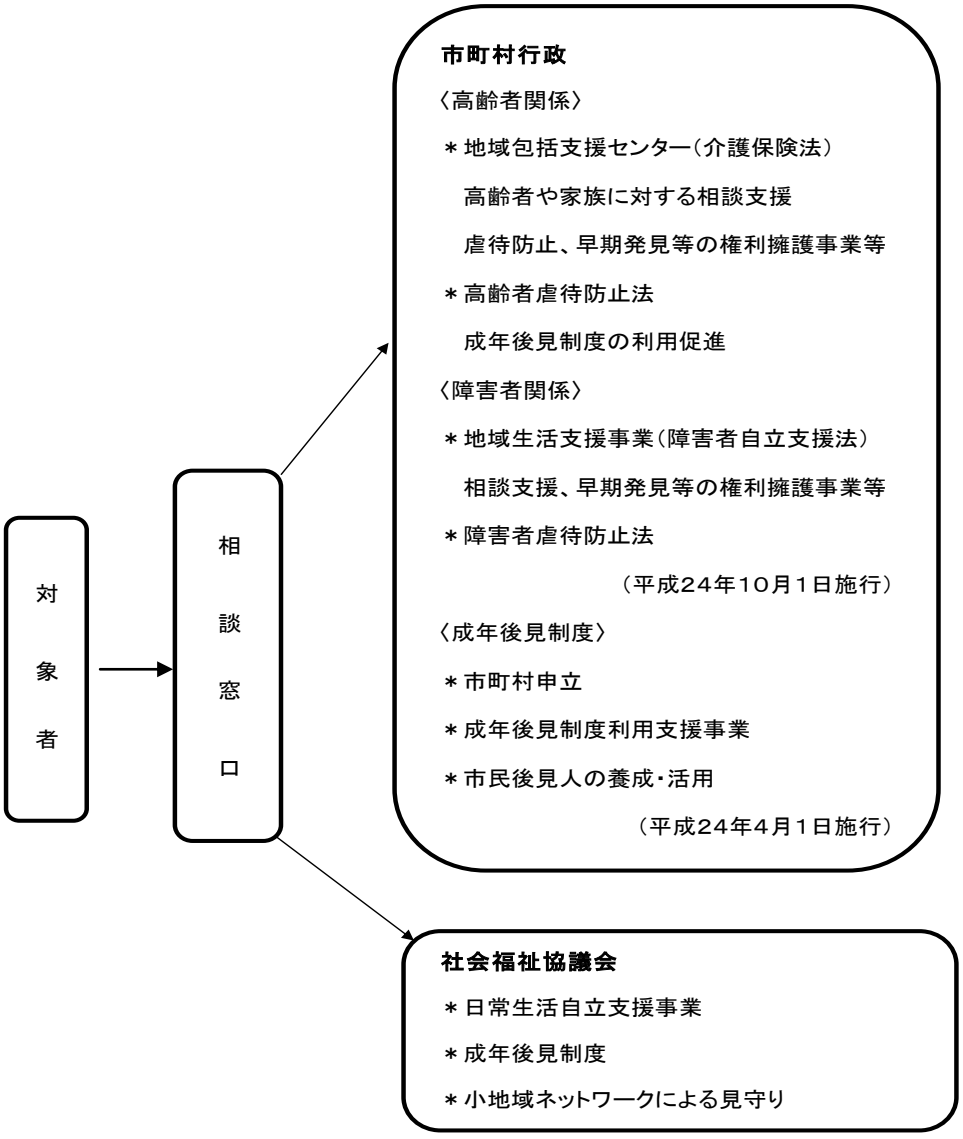

３）地域福祉事業見直しによる利用者本位の事業・サービスの強化

≪見直し時の現状≫

合併後８年が経過し、各種福祉事業も統一化が進み広域的展開により効率的・効果的な事業展開が図られてきました。

しかし、事業の実施スタイル等については従来の進め方を踏襲しており、事業の幅はあまり広がってはいないのが現状です。

≪課題≫

利用者の立場に立った事業の企画･立案という点から利用者の声が反映されているか再確認が必要です。ニーズに合わせた新規事業の開拓についても検討すべき点があります。

利用者本位のサービス提供や事業展開をするにあたり、利用者により近い地域の担い手・人材を確保する必要があります。

また、会費等の地域福祉活動に充てられる財源は、経済事情の悪化等により年々減少傾向にありますので、その財源の確保を図りながら、さらに効率的に事業展開をすることが必要です。

≪推進目標≫

利用者の声が反映される事業の立案に当たり、必要な調査、懇談会、委員会等を開催し、事業効果を見定め、その時々に応じて迅速で効果的な事業展開を推進します。

事業展開に必要なボランティアをはじめとした担い手を地域から発掘し、人材の確保・育成に努めます。

又、利用者本位の効率的な事業展開を心掛け、広域的事業又は統一事業、さらには地域の特色ある事業を精査し、住民が参加する地域福祉事業の推進を図ります。

≪具体的取り組み≫

実施項目：　①事業の見直しによる実効性のある事業展開の推進	達成度	C

反省と課題	後期計画の取り組み
前期計画中は、各事業で事業成果の検証や見直しが図られてきましたが、種々の課題がまだ解決されていない状況にあります。又、事業の実施マニュアル等の定めがないため、実施する事業方法等が支所によりまちまちです。 住民ニーズを吸い上げる地域懇談会、調査活動は不十分でした。	住民ニーズの把握、地域問題や課題等、各種の調査研究を行い、事業の見直しを行うとともに、事業実施のマニュアル等を整備します。

ボランティアをはじめとした担い手の確保・育成をすすめます。

実施項目：　②事業展開に必要な財源確保と人材確保

達成度	C

反省と課題	後期計画の取り組み
会員会費の額や共同募金の額は、年々減少傾向にあります。本会の知名度を上げるため、事業への住民参加の促進や周知を強化する必要があります。 又、ボランティア等の高齢化が進み、次代につながる人材の育成が進んでいません。	社協の事業展開・PR 等を通じて社会福祉事業の必要性を住民に理解していただき、会費収入・共同募金実績の増を図るとともに、事業費の捻出のために自主財源の確保に努めます。 又、現在支援をいただいている協力者による地域住民への声がけを進めながら、新たな人材を確保・育成し、ボランティア人口の拡大を図ります。

実施項目：　③介護保険事業収益を財源とした地域還元事業の展開

達成度	C

反省と課題	後期計画の取り組み
合併後、法人運営及び地域福祉事業に係る人件費のうち、登米市補助金による財源の不足分は、介護保険事業から補てんしていますが、地域福祉事業への還元については実現されていません。 地域還元事業等に取り組むなどして、本会の存在意義を示し、地域にとって必要な組織であるという住民からの信頼を得られるよう努めなければなりません。	介護保険事業等収益を財源とした地域還元事業により、非営利団体として介護保険事業を実施する社協の姿勢と存在意義を明確にしていきます。

※取り組みの進行計画　　検討期間 ⇨　重点実施 ➡　継続実施 ⇨

実　施　項　目		25 年度	26 年度	27 年度	28 年度
①事業の見直しによる実効性のある事業展開の推進	・各種調査研究による事業の見直し	➡	➡	⇨	
	・事業実施のマニュアル等の整備	⇨	➡	⇨	
②事業展開に必要な財源確保と人材確保	・自主財源の確保	⇨	⇨	➡	
	・ボランティア人口の拡大	➡	➡	⇨	
③介護保険事業収益を財源とした地域還元事業の展開	・介護保険事業からの地域還元	⇨	⇨	➡	

４）総合相談体制の強化

≪見直し時の現状≫

法律相談については、毎回多数の相談がありますが、定例生活相談については、地域差はあるものの平成２３年度実績で１回あたりの相談件数が平均０．４件と相談件数が伸びていない現状にあります。住民が抱える多様な相談に対する対応が身近な場所で、さらに、無料で行えるという利便性があります。

生活相談所は住民が気軽に利用できる身近な相談機関であるとの認識を高めるために、広報誌やホームページでの周知だけではなく、登米市防災無線やコミュニティＦＭ等のメディアも積極的に活用し、常に最新の情報を提供していきます。

≪課題≫

現在の相談内容は、多種多様で複雑かつ法律や制度の熟知が必要なケースが多く、その場で解決できる相談は少なく、他相談機関へスムーズにつなげられるかが課題となっており、各種専門相談機関との連携と相談ネットワーク構築の強化推進が必要と考えられます。

≪推進目標≫

多種多様な相談に対応できるよう他相談機関との連携を強化し、生活相談から専門相談機関への移行がスムーズにできるよう体制整備を行います。併せて総合相談ネットワークの構築を図ります。

≪具体的取り組み≫

実施項目：　①生活相談所と他機関との連携	達成度	C

反省と課題	後期計画の取り組み
近年は相談内容が複雑・多様化し、相談ニーズは専門性が高く、急を要する状況にあり、関係機関へのスムーズな橋渡しが望まれます。	他相談機関と連携し、総合相談等ネットワーク化と研修の充実を図り、初期相談から専門相談への繋ぎをスムーズに行える相談体制を目指していきます。 又、電子メール等による相談にも対応し、幅広い世代の身近な相談所として周知を図っていきます。

※取り組みの進行計画　　検討期間 ⇨　重点実施 ➡　継続実施 ⇨

実　施　項　目		25年度	26年度	27年度	28年度
①生活相談所と他機関との連携	・初期相談から専門相談へのスムーズな橋渡し	⇨	⇨	⇨	⇨
	・電子メール等への対応	➡	⇨	⇨	⇨

【総合相談ネットワーク】

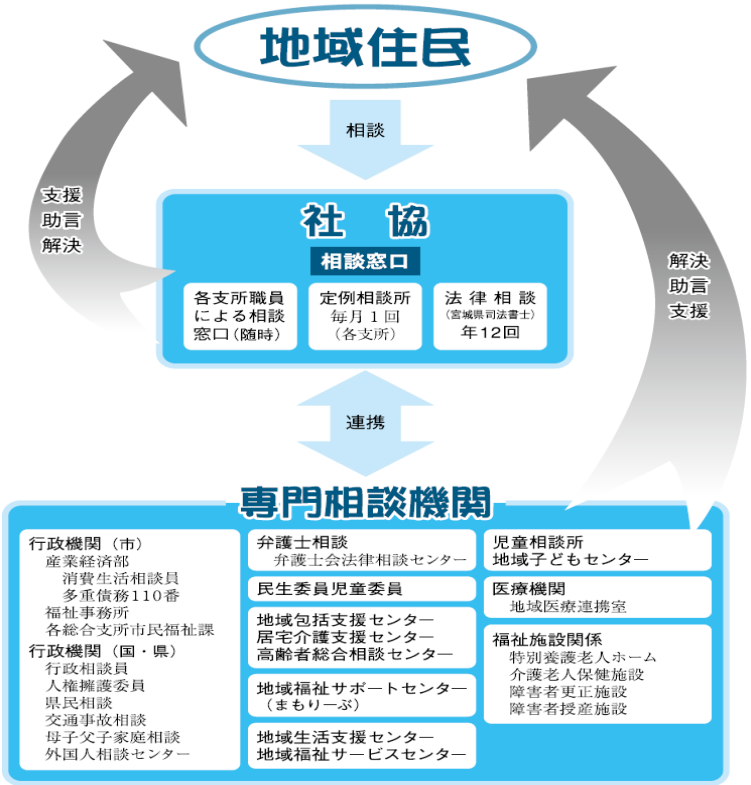

５）受託事業の充実

≪見直し時の現状≫

登米市から受託している事業は９事業で、登米市の実施要綱等に従い事業展開しています。平成２１年度に実施された登米市の外部評価の意見により、事業内容の一部が見直しされました。利用者アンケート等を通じ、住民のニーズが反映された行政サービスとなっているか検証が必要です。

≪課題≫

事業の統一化や充実・強化は市の意向抜きには実施できず、住民への平等且つ公平な取組みのためには登米市との連携が必要です。

また、円滑な事業展開や統一した事業推進を図るためには、担当職員数の充実はもちろんのこと、事業を支える人材の確保、リーダーの育成、実施形態の見直し等、需要に応えられる体制の整備が急務となっております。

≪推進目標≫

委託元である登米市と連携し、事業の目標値等を明確にし、双方共通理解のうえ、住民の側に立った事業内容、体制の見直し等を含め協議を行います。

また、事業展開に必要な担当職員の配置と、研修・講座の充実、地域への積極的な働きかけによるボランティアや地域リーダーの育成、発掘に努めるとともに、それぞれの事業の現状課題を解決し効率的サービス提供を図れるよう体制整備をいたします。

登米市受託事業

平成 25 年 3 月 31 日現在

受託事業名	迫	登米	東和	中田	豊里	米山	石越	南方	津山
生きがい対応デイサービス事業	○		○			○	○		
高齢者生きがいと健康づくり推進事業		○		○					
外出支援サービス事業	○	○	○	○	○	○	○	○	○
ミニデイサービス事業	○	○	○	○	○	○	○	○	○
配食サービス事業	○	○	○	○	○	○	○	○	○
軽度生活援助事業						○			
家族介護支援事業	○	○	○	○			○		
レスパイト事業							○		
地域包括支援センター事業						○		○	

※○印は、事業実施町域です

高齢者向けに憩いの場を提供しています

≪具体的取り組み≫

実施項目：　①登米市行政施策としての目標値の確認	達成度	C

反省と課題	後期計画の取り組み
事業の評価を行うにあたっては、その目的や目標値が明確にされる必要があります。	委託元である登米市の意向を確認し、連携を取りながら目標値を設定し、適切な評価を行い、サービス提供について検証と改善を図ります。

実施項目：　②全市対応に向けた事業展開の構築	達成度	C

反省と課題	後期計画の取り組み
本会で受託している９つの事業の内、外出支援・ミニデイ・配食サービスの３事業については全市対応が出来ています。 他の６事業については、活動拠点が１～２ケ所であったり、他事業所が委託を受けており、全市対応は困難な状況です。 登米市と実施事業所間の共通理解と連携を図り、平等なサービスの提供、広域的事業展開を進めていく必要があります。	円滑な事業展開及び住民に平等なサービスの提供を図るため、事業主体である登米市との共通理解と実施事業所間の連携等、事業推進のための体制整備を進めます。 また、各種事業を支えるボランティアや住民の理解と協力が得られるよう、更に啓蒙啓発に力を入れていきます。

実施項目：　③行政への代弁と提言	達成度	B

反省と課題	後期計画の取り組み
受託事業の利用対象や利用決定、サービス内容について利用者から寄せられた意見は、機会を捉えこれまで登米市へ代弁と提言を行ってきました。	住民や利用者の声に耳を傾け、それらを代弁し、より良い事業として展開できるよう、事業の実施主体としてサービスの利便性等について提言していきます。

※取り組みの進行計画　検討期間 ⇨　重点実施 ➡　継続実施 ⇨

実　施　項　目		25 年度	26 年度	27 年度	28 年度
①登米市行政施策としての目標値の確認	・目標値の設定	⇨	➡	➡	⇨
	・サービス提供体制の検証と改善	➡	➡	⇨	⇨
②全市対応に向けた事業展開の構築	・事業推進のための体制整備	⇨	⇨	➡	➡
③行政への代弁と提言	・登米市に対する代弁と提言	⇨	⇨	⇨	⇨

（３）介護保険事業の強化推進

≪見直し時の現状≫

登米市内における他の事業所の新規参入、規模拡大、戦略的組織機構改革による経営強化等、本会の介護保険事業をとり巻く現状は極めて厳しい中で、社会福祉法人が介護保険事業を行う意義や社会福祉法人としての使命を果たすことが出来るかどうかが問われています。

高齢化のピークは平成３７年が予想され、在宅での介護力が低下することにより、日中長時間の介護や施設サービスへの需要が増す傾向にあり、登米市では地域密着型特別養護老人ホーム施設整備が進められ、在宅サービスと施設サービスとの比重に変化がみられるようになりました。

一方で登米市における介護保険事業所参入は依然として激化しており、地域密着型の入居型サービスも登米市介護保険事業計画に従い急増しています。これは、要介護在宅高齢者が分散されることであり、中でも本会の訪問系サービス事業所の実績は伸び悩んでいる現状にあります。事業所参入が激化したことにより介護職の人材獲得も競合する事となり、登米市内の介護保険事業所でも慢性的人材不足であり、本会としても介護保険事業職員の維持確保に苦慮しています。

又、東日本大震災の経験を生かして、災害時の本会介護保険事業所のなすべきことを整理し、日頃の備え、有事の際の初動からその体系的対応をマニュアル化することも急務であり、地域における要介護高齢者等の支援体制としての福祉避難所の設置等の協議も必要となっています。

【登米市内介護保険事業所設置状況】　（平成 25 年 3 月 31 日現在）

事業名	迫	登米	東和	中田	豊里	米山	石越	南方	津山	合計
居宅介護支援事業	12	1	2	4	1	2	1	2	1	26
通所介護事業	16	1	2	7	3	2	3	5	1	40
認知症対応通所介護事業	1		1	1						3
通所リハビリテーション				1	1			1		3
訪問介護事業	6	1	1	1		1		1		11
訪問入浴介護事業	2			1						3
訪問リハビリテーション	1		1					1		3
グループホーム事業	3		1	3	2	2	1	2		14
特別養護老人ホーム	2	3	2	2	1	2	1	1	1	15
ショートステイ	3	2		3	1	2	1	1	1	14
老人保健施設				1	1			1		3
訪問看護			1	1	1					3
居宅療養管理指導				1						1
福祉用具貸与	5				1			1		7
合計	51	8	11	26	12	11	7	16	4	146

≪課題≫

高齢者福祉の看板事業としてのイメージが強かった訪問介護、入浴事業のあり方は大きく方向転換を迫られる時期となってきています。又、人材の育成及び養成はしているものの離職者が増加傾向にあり、人材不足の慢性化がおこり、サービスの質の向上に苦慮しています。ことに、資格要件が必要な職員の代替に余裕がなく、欠員に対する補充は法人内他事業所へ影響を及ぼしており、将来的展望も踏まえた雇用処遇の在り方の検討が必要です。また、今後管理者クラスが退職期を迎えるため、次世代の担い手育成も急がれます。

東日本大震災により、これまでの緊急時マニュアルは初動から見直しが必要となり、ことに特別養護老人ホームは、避難所的役割として地域に期待され、本会の各事業所との役割分担や連携を含めた体制整備が急務です。

≪推進目標≫

これまでの事業展開を検証し、時代背景や住民ニーズに応じながら、事業を継続する責任が本会の介護保険事業を行う意義として認識し、事業所間の連携と他職種の理解を深めつつ、各事業所で健全な経営が出来るよう経営の視点を持った運営に努めます。

又、事業所ごとの人員の適正配置と次世代の育成を計画的に行い、良質のサービス提供が継続ができる運営をめざすとともに、災害時対応マニュアルの整備を行い、福祉避難所的役割が迅速に出来るようにし、圏域を牽引した地域に果たす役割が果たせるよう努めていきます。

高齢化をとり巻く環境も変化し続ける中、求められるサービスの形も変化し、介護保険事業の浸透とともに、事業所やサービスの直接選択肢の増加や、権利意識の変化等、時代背景を読みながらサービス展開を図ります。

≪具体的取り組み≫

実施項目：　①組織機構改革による介護保険担当部所の設置

達成度	A

反省と課題	後期計画の取り組み
平成２１年４月１日の事務機構改革により介護福祉課を設置しましたが、所属する部所が多い（１６事業所）ため、１課に過大な負担が生じています。	全体的な事務処理能力の向上を図り、管理者全体会議や部会で意思統一し、自立した事業所運営を進めます。

実施項目：　②介護保険事業運営推進会議の充実

達成度	C

反省と課題	後期計画の取り組み
介護保険事業等の運営について、介護保険事業運営推進会議、管理者会議等で安定したサービス提供を図れるよう検討・協議してきましたが、サービス内容の統一化については検討されてきたものの、健全経営に向けた協議が不充分でした。	管理者レベルで法人内他事業所の経営状況も把握しながら、常にサービスの質と経営について意識し、事務処理の向上や健全経営に向けた協議を進めます。

実施項目：　③経営健全化へ向けた経営改善の強化

達成度	C

反省と課題	後期計画の取り組み
登米市内の新規介護事業参入は増え続けており、入所施設整備の充実に伴い、在宅の利用者の絶対数が減少し、社協介護保険事業全体に影響が出始めています。その結果として在宅訪問系サービスは苦戦状況となってきており、介護報酬は減少し始めています。 経営を意識した視点に立った運営をすべき時期にきており、地域密着型特別養護老人ホーム「風の路」建設時の借入金の償還も平成２５年度から始まることから、介護保険事業全体の役割の明確化と経営の健全化を図る必要があります。	何をスリム化し何に投資しなければならないかの優先順位を決める等、経営改善の強化に努めます。

１）デイサービス事業

達成度	B

反省と課題	後期計画の取り組み
通所介護事業所を東和・中田・米山・石越町域に開設し、それぞれ定員数に近い利用を得て、経営状況も安定してきています。 しかし、類似他事業所も増えているので、新規利用契約締結については、どの事業所も苦慮しています。	より良いサービス提供を図るため、必要な職員研修を進め、基本サービスと併せ、利用者が望むサービス提供の充実を図ります。 併せて、職員の確保と適正配置及び育成に努めるとともに、新規利用者の開拓を図ります。

２）居宅介護支援事業

達成度	B

反省と課題	後期計画の取り組み
３事業所（中田、米山、石越）で事業展開し、介護支援専門員１名当たり３５名程度の給付管理をしています。 主任介護支援専門員配置加算又は、嘱託職員の配置により経営面は安定しています。 資格職員の配置が必要な事業であり、離職者が出た場合、職員確保は難しい状況にあります。	介護支援専門員の資質の向上に努めるとともに、内部職員の資格取得等育成を進め、かつ、適正な給付管理に努めます。。

３）訪問系サービス事業（ホームヘルプサービス・訪問入浴事業）

達成度	C

反省と課題	後期計画の取り組み
訪問介護事業を米山に、訪問入浴介護事業は中田に拠点を置きサービスを提供していますが、入所施設や他サービス事業所の増加により、利用者獲得に影響がでやすい事業です。 両事業ともサービス提供地域が偏っている状況です。	利用者の状況に合わせ、必要に応じた活動拠点について検討するとともに、事業規模に応じた職員数の確保・育成を図ります。

４）認知症高齢者共同生活介護事業（グループホーム）

達成度	B

反省と課題	後期計画の取り組み
平成１８年度から地域密着型グループホームとして運営（定員９名）され、ほぼ満居の状況です。 利用料については、他事業所と比較して低料金となっており、経営面では厳しい状況です。	安定したサービス提供をさらに心掛け、安心して生活できる環境を作ります。 他事業との均衡を図った利用料の改定を行いましたが、さらなる効率化を図ります。

５）地域密着型特別養護老人ホーム「風の路」

達成度	B

反省と課題	後期計画の取り組み
地域密着型特別養護老人ホーム「風の路」（施設入所２９名、短期入所１０名定員）を平成２３年６月に開所し、それぞれの利用状況は、定員に近い実績を得ています。 地域密着型として、地域に根ざした施設運営を目指しています。 新たな事業として、サービス提供については試行錯誤で実施していますが、危機管理・リスクマネジメント等も検証する必要があります。経営面では、ほぼ満居状態ですが、多床室設置（１４人分）により報酬が抑えられ、厳しい状況にあります。	サービス提供上の課題については、リスクマネジメントをはじめとした職員研修の充実を図るとともに、入居者の住みよい施設づくりを目指します。 しかし、多床室が入居定員の半数を占め、収益面で厳しい状況にあるため、多床室のあり方について登米市と協議します。

6）認知症対応型デイサービスセンター「笑友家」の事業変更の協議

達成度	―

反省と課題	後期計画の取り組み
地域密着型認知症デイサービス事業所は介護認定に沿ったサービスの充実を図るために平成１９年度から事業開始いたしましたが、利用者が極端に減少したため廃止し、介護予防サービスに重点を置いた広域型への事業所変更を行いました。	事業変更に伴い、利用者の確保に努めます。

※達成度「－」は前期計画期間中に廃止し、後期計画で事業変更をすることを表します

7）事業展開拠点の確保

達成度	―

反省と課題	後期計画の取り組み
各通所介護事業所（中田・東和・米山・石越）と石越グループホーム及び豊里・南方の両福祉作業所については、登米市の施設を利用しています。登米市から譲渡に関する意向も示されるなど、今回の指定管理期間中に結論が得られるよう議論していく必要があります。	指定管理施設の譲渡については、登米市と早急に協議し、事業展開拠点の確保を図ります。

8）新たな事業の展開

達成度	**新規**

反省と課題	後期計画の取り組み
介護者の高齢化、介護者の知識不足から来るネグレクト化や、虐待等介護者自身が危機的状況に陥りやすい環境にあります。住み慣れた地域で家族と共に暮らし続ける為には、家族の介護負担を可能な限り軽減していく必要があります。	介護者負担の軽減を図るためのサービス改善について検討します。

実施項目：　④災害時対応の充実

達成度	**C**

反省と課題	後期計画の取り組み
東日本大震災後の事業再開は、各事業所のライフライン復旧後再開しましたが、緊急時マニュアルでは対応しかねる点が多々ありました。 各事業所での対応について、明確な災害時の体制が定められていなかったので、利用者支援や地域の要介護者支援に至らなかった点が反省点としてあげられます。	大震災の経験をもとに、支援が必要な要介護者への対応が迅速にできるよう現行マニュアルの見直しを行います。 又、備蓄や職員の初期対応・自己管理体制等を日頃から整備しておき、災害時要介護者への支援体制を強化します。

地域に寄り添った介護福祉サービスを展開しています

※取り組みの進行計画　　検討期間 ⇨　重点実施 ➡　継続実施 ⇨

実　施　項　目		25 年度	26 年度	27 年度	28 年度
①組織機構改革による介護保険担当部署の設置	・全体的な事務処理能力の向上	➡	➡	⇨	⇨
	・自立した事業所運営	➡	➡	⇨	⇨
②介護保険事業運営推進会議の充実	・経営状況の把握	➡	⇨	⇨	➡
	・事務処理の向上や健全経営の協議	➡	➡	⇨	⇨
③経営健全化へ向けた経営改善の強化	・経営改善の強化	⇨	➡	➡	⇨
1）デイサービス事業	・利用者が望むサービスの提供 と充実	⇨	➡	⇨	➡
	・職員の確保と適正配置及び育成	➡	➡	⇨	⇨
2）居宅介護支援事業	・職員資質の向上	⇨	⇨	⇨	⇨
	・内部職員の資格取得育成	⇨	⇨	⇨	⇨
	・適正な給付管理	⇨	⇨	⇨	⇨
3）訪問系サービス事業（ホームヘルプ・訪問入浴事業）	・必要に応じた活動拠点の検討	⇨	⇨	➡	⇨
	・事業規模に応じた職員数の確保と育成	➡	⇨	⇨	⇨
4）認知症高齢者共同生活介護事業（グループホーム）	・安心して生活できる環境整備と運営の効率化	➡	⇨	⇨	⇨
5）地域密着型特別養護老人ホーム「風の路」	・職員研修の充実と住みよい施設づくり	⇨	⇨	⇨	⇨
	・多床室のあり方についての検討	⇨	⇨	➡	➡
6）「笑友家」の事業変更の協議	・利用者の確保	⇨	⇨	⇨	⇨
7）事業展開拠点の確保	・事業展開拠点の確保	⇨	⇨	⇨	⇨
8）新たな事業の展開	・サービス改善についての検討	⇨	⇨	⇨	⇨
④災害時対応の充実	・現行マニュアルの見直し	⇨	➡	⇨	⇨
	・災害時要介護者への支援体制強化	⇨	➡	⇨	⇨

（４）障害者自立支援法における福祉作業所の運営強化と新たな事業の検討

≪見直し時の現状≫

福祉作業所は、平成２１年４月１日に指定障害福祉サービス事業者として指定を受けました。

指定を受ける以前の職員配置は３名でしたが、現在では両事業所とも職員５名を配置するなど体制強化を図ってきました。

利用定員をそれぞれ２０名とし、平成２１年４月時点では利用登録者が「工房なかま」が１５名、「あやめ園」が１２名でしたが、平成２３年度末現在では、各２０名となるなど順調に延び、経営的にも安定した収入が得られています。福祉作業所の利用者が着実に増加してきたのは、利用者から選択される作業所として住民からの信頼が得られてきた成果と言えます。

工賃増額へ向けた収益事業の展開については、あやめ園では「カフェ&カレー事業」の実施を柱として収益を伸ばしてきていますが、工房なかまでは新たな収益事業の開発には至っていない状況です

新たな障害福祉サービス事業として、平成２４年度末に障害者ケアホームの建設に着手し、平成２５年度から利用開始の予定です。

≪課題≫

職員体制の強化を図ってきましたが、職員の身分が全員非正規職員であることから人件費比率は低く抑えることができたものの、指定事業者として責任ある事業の推進を図るためには、職責に応じた正規職員を配置する必要があります。

また、工賃増額へ向けた取り組みとして、工房なかまの柱となる新規事業の開発が遅れていることから、早急な取り組みが必要です。あやめ園においては、カフェ&カレー事業の販路拡大等が課題となっています。

平成２５年度から開始予定の障害者ケアホームは、入居対象者の居住地に偏りがあることや、施設運営面の観点から複数の施設整備を検討する必要があります。

障害者自立支援法に替わる新しい制度として、平成２５年４月施行の障害者総合支援法に対応した障害者福祉向上のために施策の事業展開が必要となります。

≪推進目標≫

指定障害福祉サービス事業所としての責任ある事業の遂行を図る観点から、職員の適正な身分改善により、更なる体制強化を図るとともに、利用者へのサービス向上を図るため、利用者ニーズ及び利用者の生活実態を踏まえた取り組みを一層強化します。

又、利用者の工賃増額へ向けた新たな事業展開と、既存事業の販路拡大等を推進します。

さらに、障害者総合支援法（障がい者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律）への対応を進め、登米市における障害者福祉向上へ向けた新たな事業を進めます。

≪具体的取り組み≫

実施項目：　①経営感覚導入による安定かつ健全な経営の確保　達成度　B

反省と課題	後期計画の取り組み
両作業所とも職員５名体制により、運営の強化を図ってきたところですが、全職員が臨時職員等であるため、人件費比率が抑制され安定経営が確保されてきました。 しかし、責任ある執行体制による事業推進を図るためには、職責に応じた適正な職員配置が必要です。	職責に応じた適正な職員配置による事業所体制の強化を図るとともに、経営状況の的確な把握に努め、安定かつ健全な経営に努めます。

実施項目：　②工賃増額に向けた事業の開発と業務の検討　達成度　C

反省と課題	後期計画の取り組み
あやめ園は、カフェ&カレー事業の展開により工賃が増額されていますが、販路拡大等に課題が残っています。 工房なかまは、柱となる収益事業が展開されていないことから、新規事業の開拓が急務となっています。	利用者の就業意識の向上と「働く」喜びが得られるよう、また、工賃の安定した収入確保のために就労事業の充実と新たな事業展開に努め、地域で自立した生活が行えるよう一定収入の確保に努めます。

実施項目：　③利用者ニーズに基づくサービスの充実強化　達成度　C

反省と課題	後期計画の取り組み
これまで「食事提供サービス」の実施など、利用者の生活実態及びニーズに対応した取り組みを展開してきました。しかし、利用者ニーズの吸い上げは十分とはいえず、個別援助計画作成とあわせモニタリング時における個々のニーズ把握に努める必要があります。	モニタリングの強化を通じて、利用者それぞれの障害程度に応じた生産活動や各種教室活動をはじめ、生活実態に応じたサービスの充実強化を図り、さらなる質の向上に努めます。

実施項目：　④新たな事業の検討

達成度	C

反省と課題	後期計画の取り組み
前期計画で位置づけた「グループホーム」の設置については、作業所利用者の保護者からの要望と（財）登米市教育振興会からの無償譲渡による建物の確保が相まって、平成２４年度、前期計画期間中に「ケアホーム」の建設に着手しました。 障害者を取り巻く社会環境の変化、家庭生活環境の変化に伴い、自立支援を念頭に置いた事業展開が求められています。 これまでは、高齢者福祉サービスについての取り組みが中心でしたが、介護サービス事業同様、地域を構成する住民である障がい者にも主眼を置いた取り組みをする必要があります。	社協は高齢者福祉分野、とりわけ介護サービスにおいては居宅介護支援事業所、高齢者総合相談窓口として地域包括支援センター、地域住民総合相談としての生活相談所設置など、住民に対し総合相談支援の取り組みをしてきた実績があります。こうした相談機能を障害者福祉分野でも整備し、作業所及びケアホームとの役割分担を行います。 現在市内に２ヵ所のみ設置されている「地域生活支援センター」（障害者相談支援事業）の設置について、関係機関及び団体との連携により登米市と協議を進めます。

利用者が安心して作業に取り組めるよう運営体制を整備しています

※取り組みの進行計画

検討期間 ⇨　重点実施 ➡　継続実施 ⇨

実　施　項　目		25年度	26年度	27年度	28年度
①経営感覚導入による安定かつ健全な経営の確保	・適正な職員配置	⇨	➡	➡	⇨
	・安全かつ健全な経営	➡	➡	➡	⇨
②工賃増額に向けた事業の開発と業務の検討	・工賃の一定収入の確保	⇨	⇨	➡	➡
③利用者ニーズに基づくサービスの充実強化	・モニタリングの強化	⇨	⇨	➡	➡
	・サービスの充実強化	⇨	⇨	➡	➡
④新たな事業の検討	・利用者支援と相談機能の役割分担	⇨	➡	⇨	⇨
	・地域生活支援センター設置の検討	⇨	➡	⇨	⇨

（５）必要な情報の提供活動

≪見直し時の現状≫

本会だよりや支所だより、ホームページを活用し情報を提供しています。また、サービス事業所においても広報誌を作成し、利用者の家族への情報提供や各種行事への参加を呼びかけています。

≪課題≫

情報の多様化により、必要な情報が見つからないことがあります。又、個人情報保護が壁となり必要な情報を得たり、提供することが難しくなっています。

≪推進目標≫

社協だよりや支所だより、ホームページの有効的な活用とサービス事業所の広報活動を継続します。

又、各種サービスのパンフレットを作成し、本会の活動及び事業の周知を図ります。

≪具体的取り組み≫

1)わかりやすい情報提供活動と情報の個人情報保護

実施項目：　①わかりやすい情報提供活動	達成度	**B**

反省と課題	後期計画の取り組み
ホームページや社協だより(年４回)、支所だより(年６回)により情報提供を行っています。また、広報モニター(住民)の意見をもとにわかりやすい広報誌づくりに努めるとともに、次の点に気をつけています。 ①大きな文字を使用する ②漢字にふりがなをふる ③声の広報(CD)を発行する 又、情報の多様化に伴い必要な情報について見つけにくいなど、いろいろ課題もありますが、運営状況やサービスについて広報誌・ホームページなどを積極的に更新し、情報公開規程に基づき情報を公開しています。	ホームページについては、見やすく簡略化するとともに、サービス毎に情報をまとめるとともに、住民にわかりやすいパンフレット等を作成します。 又、関係者及び地域住民に広く周知します。

実施項目：　②個人情報の保護	達成度	**B**

反省と課題	後期計画の取り組み
個人情報保護規程に基づき、個人情報の保護を行っています。	個人情報については、定期的にチェックを行い、適正なデータ管理を行います。

実施項目：　③調査研究活動	達成度	**B**

反省と課題	後期計画の取り組み
行政区長、民生委員、福祉活動推進員長など関係者と連携しながら、支援の必要な方の生活課題の把握と解決につとめていますが、具体的調査活動については、これまではあまり取り組まれてきませんでした。	関係者と連携し住民のニーズ把握に努めます。 又、調査及び研究活動に力を入れ、調査内容を研究し、ニーズが反映された事業展開を推進します。

住民の声を反映し、住民参加を促すためにも必要な活動ですので、今後調査及び研究活動に力を入れる必要があります。	

※取り組みの進行計画　　検討期間 ⇨　重点実施 ➡　継続実施 ⇨

実　施　項　目		25 年度	26 年度	27 年度	28 年度
①わかりやすい情報提供活動	・住民にわかりやすいパンフレット作成	⇨	➡	⇨	⇨
	・関係者及び地域住民への周知	⇨	⇨	⇨	⇨
②個人情報の保護	・個人情報の適正なデータ管理	⇨	⇨	⇨	⇨
③調査研究活動	・住民（利用者）のニーズ把握	➡	➡	➡	➡
	・ニーズが反映された事業展開	⇨	⇨	⇨	⇨

【登米市社協ホームページ】

登米市社会福祉協議会財政計画（後期計画）

【１】財政計画策定（後期計画）に当たっての主な前提条件

登米市社協における財政計画は、登米市地域福祉活動計画の計画年度８年間のうち前期４年間（平成２１年度～平成２４年度まで）について作成しましたが、４年後に修正を加えて後期計画（平成２５年度～平成２８年度まで）を策定し、健全な財政運営を目指します。

近年の社会情勢は、東日本大震災や長引く経済不況、雇用不安によって日本はもとより登米市経済は低迷しておりましたが、ここにきてようやく景気浮揚の兆しはあるものの、市民への実感は薄いものとなっています。

このような状況の中、後期計画は将来の財政収支の見通しを明らかにしながら、収入支出の各勘定科目別に前期４年間の実績と今後の事業展開を勘案し、人口推移や会員加入推移の予想のもとに、登米市地域福祉活動計画に基づく事業展開、予算編成・執行を見込んで見直すものです。

（１）基本的な前提条件

①基準値

基本的に、登米市社協の平成２４年度決算額または平成２５年度予算額を基準としています。

（２）収入における主な前提条件

①会費収入

会費収入は、その総額が平成１８年度の３０，８９７千円をピークに減少傾向にあります。特に、一般会員は登米市全戸加入を目標としていますが、平成２４年度の一般会費の納入率は７９．８％（※1）となっています。登米市の人口は年々減少傾向にありますが、世帯数はほぼ横ばいで推移しています。但し、施設入居者や要援護世帯等の増加により会費免除世帯も増加しています。

このような状況から、後期計画では、一般会員については加入拡大が見込めないことから、現状維持（納入率８０．０％以上）を目標とし、賛助会員及び特別会員についても加入促進に努めつつも現状維持を目標とします。

（※１）一般会費の納入率は、平成２５年３月３１日現在の登米市の全２６，８７２世帯から、施設入居者や生活保護世帯等の免除世帯１，３８９世帯を除いて計算しています。平成２４年度の一般会費納入世帯は、２０，３４０世帯となっています。

【単位：千円】

区　分	平成２５年度	平成２６年度	平成２７年度	平成２８年度
一般会費	２４，３９２	２４，３９２	２４，３９２	２４，３９２
賛助会費	１，８１０	１，８１０	１，８１０	１，８１０
特別会費	３，４２０	３，４２０	３，４２０	３，４２０
合計	２９，６２２	２９，６２２	２９，６２２	２９，６２２

②寄附金収入

寄附金は、経済不況や寄附先の多様化により、平成１７年度の７，７４３千円をピークに年々減少しています。ここ数年は、平成２１年度津山町の台風水害義援金、平成２３年度東日本大震災義援金として善意銀行への指定寄附金が増額となったことを除けば、毎年３，５００千円前後で推移しています。寄附金は、各年度の予算において想定できませんが、社協の貴重な自主財源の１つであることから、平成２４年度決算額をベースに現状維持を目標とします。

【単位：千円】

区　分	平成２５年度	平成２６年度	平成２７年度	平成２８年度
寄附金	３，４７９	３，４７９	３，４７９	３，４７９

③経常経費補助金収入

経常経費補助金収入は、法人運営部門や地域福祉推進部門の職員人件費補助金が主たるものですが、登米市社協の組織基盤強化と地域福祉活動を推進するマンパワーを確保するために必要な財源ですので、国・宮城県・登米市・宮城県社会福祉協議会（以下「県社協」という。）に要望していきます。

後期計画では、登米市の人件費補助金は、平成２３年度～平成２７年度まで段階的に１５，０００千円の減額を見込んでいますが、平成２８年度以降は現状維持となるよう市への働きかけと協議が必要です。

【単位：千円】

区　分	平成２５年度	平成２６年度	平成２７年度	平成２８年度
補助金収入	１１６，１５０	１１４，１５０	１１３，１５０	１１３，１５０

④助成金収入

助成金収入は、地域福祉活動を円滑に推進するため、必要な財源を国・宮城県・登米市・県社協に要望していきます。

後期計画では、平成２５年度のみハローワークの雇用開発助成金を見込み、他は県社協のボランティアセンター事業の推進助成金のみを見込んでいます。

【単位：千円】

区　分	平成２５年度	平成２６年度	平成２７年度	平成２８年度
助成金収入	１，０００	２００	２００	２００

⑤受託金収入

受託金収入は、登米市からの各種在宅福祉サービス事業費及び福祉センター等の指定管理料、県社協からの生活福祉資金貸付事務費及び日常生活自立支援事業費が主な財源となっています。

後期計画では、登米市からのミニデイサービス事業費は平成２５年度より拡充、高齢者生きがい活動支援事業費は平成２５年度で廃止の方向で、平成２６年度以降は受託金収入全体では現状維持で推移することを見込んでいます。

【単位：千円】

区　分	平成２５年度	平成２６年度	平成２７年度	平成２８年度
受託金収入	１０８，００６	１０７，５４３	１０７，５４３	１０７，５４３

⑥事業収入

事業収入は、登米市社協が実施する地域福祉推進事業、共同募金配分金事業、福祉用具貸出事業の参加費収入及び賃貸料収入、登米市や県社協からの受託事業の利用料収入、福祉作業所の自作品等の売上に係る作業料収入が主なものです。

後期計画では、福祉作業所利用者の工賃アップを目標に、作業料収入のみ年３％アップを目標とします。

【単位：千円】

区　分	平成２５年度	平成２６年度	平成２７年度	平成２８年度
事業収入	２１，６６９	２１，８８４	２２，０７４	２２，２７１

⑦貸付事業等収入

貸付事業等収入は、生活安定資金の原資保有額と同額を計上しています。

【単位：千円】

区　分	平成２５年度	平成２６年度	平成２７年度	平成２８年度
貸付事業等収入	１５，７１０	１５，７１０	１５，７１０	１５，７１０

⑧共同募金配分金収入

共同募金配分金収入は、共同募金会からの配分を受けて、地域福祉事業を効果的に実施するための財源を見込んでいます。

共同募金運動は、事前に使い道や目標額を定めて運動を展開する計画募金であり、配分金は社協の貴重な自主財源の１つであることから、後期計画では、プルタブ募金や募金機能付自動販売機の設置促進を図り、年０．３％アップを目標とします。

【単位：千円】

区　分	平成２５年度	平成２６年度	平成２７年度	平成２８年度
共同募金配分金収入	１７，２８１	１７，３３２	１７，３８４	１７，４３６

⑨介護保険収入

介護保険収入は、居宅介護支援事業・デイサービス・訪問入浴・訪問介護・グループホーム・地域包括支援センターの介護報酬等を見込んでいますが、平成２３年度の特別養護老人ホームの開所により大幅に増額となっています。

介護保険制度は、３年ごとに報酬の見直しがあるものの、後期計画では各事業所の利用者確保を図り、年１．０％のアップを目標とします。

【単位：千円】

区　分	平成２５年度	平成２６年度	平成２７年度	平成２８年度
介護保険収入	６２９，７４３	６３６，０４０	６４２，４００	６４８，８２４

⑩自立支援費等収入

自立支援費等収入は、平成２１年度に福祉作業所が障害者自立支援法に移行後、収入を伸ばしています。

後期計画では、平成２５年度に障害者ケアホームが開所することから、それらの報酬を見込み、平成２６年度以降も利用者の確保を図り、現状維持で推移することを見込んでいます。

【単位：千円】

区　分	平成２５年度	平成２６年度	平成２７年度	平成２８年度
自立支援費等収入	７６，００８	７６，３８８	７６，７６９	７７，１５３

⑪利用料収入

利用料収入は、介護保険事業所での障害者福祉サービスの報酬を見込んでいます。

後期計画では、現状維持で推移することを見込んでいます。

【単位：千円】

区　分	平成２５年度	平成２６年度	平成２７年度	平成２８年度
利用料収入	５，７９３	５，７９３	５，７９３	５，７９３

⑫雑収入

雑収入は、他の勘定科目に属さない収入で、後期計画では、現状維持で推移することを見込んでいます。

【単位：千円】

区　分	平成２５年度	平成２６年度	平成２７年度	平成２８年度
雑収入	１，６８６	１，６８６	１，６８６	１，６８６

⑬受取利息配当金収入

受取利息配当金収入は、支払資金、基金及び積立預金から生ずる受取利子で、後期計画では、現状維持で推移することを見込んでいます。

【単位：千円】

区　分	平成２５年度	平成２６年度	平成２７年度	平成２８年度
受取利息配当金収入	１４５	１４５	１４５	１４５

⑭経理区分間繰入金収入

経理区分間繰入金収入は、各経理区分間の繰入金を取り扱う勘定科目として必要額を見込んでいます。

後期計画では、介護保険事業所及び福祉作業所から法人運営部門、地域福祉推進部門、介護保険運営部門への人件費繰入金については、年３％のアップを見込んでいます。

【単位：千円】

区　分	平成２５年度	平成２６年度	平成２７年度	平成２８年度
経理区分間繰入金収入	１０８，８７７	１１２，１４３	１１５，５０７	１１８，９７２

⑮施設整備等補助金収入

施設整備等補助金収入は、施設や固定資産の整備に係る国・県・市からの補助金のほか、民間団体からの補助金も必要に応じて見込んでいます。

後期計画では、車輌や備品等は民間団体からの補助を受けて計画的に更新します。

【単位：千円】

区　分	平成２５年度	平成２６年度	平成２７年度	平成２８年度
施設整備等補助金収入	１，０００	１，０００	１，０００	１，０００

⑯積立預金取崩収入

積立預金取崩収入は、施設や固定資産の整備に係る社協持出分を基金及び積立預金を取り崩して予算計上しています。

後期計画では、車輌や備品等について民間団体からの補助金と合せ、計画的に更新します。

【単位：千円】

区　分	平成２５年度	平成２６年度	平成２７年度	平成２８年度
積立預金取崩収入	２１，７６５	９，０００	９，０００	９，０００

⑰前期末支払資金残高

前期末支払資金残高は、前年度からの繰越金であり、年度当初の資金繰りに備え必要額を計上しています。

【単位：千円】

区　分	平成２５年度	平成２６年度	平成２７年度	平成２８年度
前期末支払資金残高	２２３，５３１	２２２，６８７	２１０，０００	２００，０００

（３）支出における主な前提条件

①人件費支出

人件費支出は、役員報酬、職員俸給・諸手当、非常勤職員給与、法定福利費の所要額を計上しています。

後期計画では、平成２４年度の人件費支出から退職金を控除し、正規職員の定期昇給分として年２％アップを見込んでいます。また、退職金は、退職共済預け金返還金収入で相殺されるため、計上しません。

【単位：千円】

区　分	平成２５年度	平成２６年度	平成２７年度	平成２８年度
人件費支出	６８９，５７６	６９６，４７１	７０３，４３６	７１０，４７０

②事務費支出

事務費支出は、本・支所及び各事業所の事務的経費を計上しています。

後期計画では、平成２４年度の事務費支出から障害者ケアホーム整備に係る経費を控除し、経費削減を図りつつも、年０．３％アップを見込んでいます。

【単位：千円】

区　分	平成２５年度	平成２６年度	平成２７年度	平成２８年度
事務費支出	６０，６７２	６０，８５４	６１，０３６	６１，２１９

③事業費支出

事業費支出は、利用者の処遇や各種事業推進経費を計上しています。

後期計画では、平成２５年度に開所する障害者ケアホームの経費を加え、経費削減を図りつつも、年１％アップを見込んでいます。

【単位：千円】

区　分	平成２５年度	平成２６年度	平成２７年度	平成２８年度
事業費支出	２０１，９６２	２０３，９８１	２０６，０２１	２０８，０８１

④貸付事業等支出

貸付事業等支出は、生活安定資金の原資保有額と同額を計上しています。

【単位：千円】

区　分	平成２５年度	平成２６年度	平成２７年度	平成２８年度
貸付事業等支出	１５，７１０	１５，７１０	１５，７１０	１５，７１０

⑤助成金支出

助成金支出は、福祉団体・福祉教育・小地域活動助成金の所要額を計上しています。

後期計画では、助成事業の効果を検証しつつ、現状維持で推移することを見込んでいます。

【単位：千円】

区　分	平成２５年度	平成２６年度	平成２７年度	平成２８年度
助成金支出	７，０２８	７，０２８	７，０２８	７，０２８

⑥借入金利息支出

借入金利息支出は、特別養護老人ホーム施設整備に係る福祉医療機構の借入金に対する利息返済分の所要額を計上しています。

後期計画では、平成２７年度中に優遇金利が終了するため、平成２８年度が利息返済額のピークとなります。

【単位：千円】

区　分	平成２５年度	平成２６年度	平成２７年度	平成２８年度
借入金利息支出	２，９３２	２，８４５	２，７５７	４，０３４

⑦経理区分間繰入金支出

経理区分間繰入金支出は、各経理区分間の繰出金を取り扱う勘定科目として必要額を見込んでいます。

後期計画では、介護保険事業所及び福祉作業所から法人運営部門、地域福祉推進部門、介護保険運営部門への人件費繰出金を、年３％のアップを見込んでいます。

【単位：千円】

区　分	平成２５年度	平成２６年度	平成２７年度	平成２８年度
経理区分間繰入金支出	１０８，８７７	１１２，１４３	１１５，５０７	１１８，９７２

⑧固定資産取得支出及び繰入金支出

固定資産取得支出及び繰入金支出は、車輌や備品等を、民間団体からの補助金と積立預金取崩収入を財源として、計画的に更新します。

【単位：千円】

区　分	平成２５年度	平成２６年度	平成２７年度	平成２８年度
固定資産取得支出及び繰入金支出	２２，８７８	１０，０００	１０，０００	１０，０００

⑨借入金元金償還金支出

借入金元金償還金支出は、特別養護老人ホーム施設整備に係る福祉医療機構の借入金に対する元金返済分の所要額を計上します。

平成２６年２月から返済が開始され、平成２６年度からは年間１３，２３６千円の均等返済となります。

【単位：千円】

区　分	平成２５年度	平成２６年度	平成２７年度	平成２８年度
借入金元金償還金支出	２，２１１	１３，２３６	１３，２３６	１３，２３６

⑩積立預金積立支出

積立預金積立支出は、財源調整のための財政調整基金、介護保険事業等の安定経営のための介護保険運営基金及び備品等の更新に備えた備品等購入積立預金等があり、必要額の確保に努めます。

後期計画では、固定資産減価償却費の年間所要額１５，０００千円を備品等購入積立預金で見込み、財政調整基金及び介護保険運営基金は、それぞれ年間５，０００千円を目標としますが、年度ごとの経営実態により修正することとします。

【単位：千円】

区　分	平成２５年度	平成２６年度	平成２７年度	平成２８年度
積立預金積立支出	２５，０００	１９，７８７	１３，１５９	１５，０００

⑪その他の支出

その他の支出は、全国社会福祉協議会退職手当積立基金の預け金を見込んでいます。

後期計画では、２％アップを見込んでいます。

【単位：千円】

区　分	平成２５年度	平成２６年度	平成２７年度	平成２８年度
その他の支出	２１，７８２	２２，２１７	２２，６６１	２３，１１５

⑫流動資産評価減等による資金減少額等

流動資産評価減等による資金減少額等は、貸付金の回収不能額や利用料の徴収不能額を見込んでいます。

【単位：千円】

区　分	平成２５年度	平成２６年度	平成２７年度	平成２８年度
流動資産評価減等による資金減少額等	１５０	１５０	１５０	１５０

社会福祉法人登米市社会福祉協議会　財政状況の推移（後期）

〔法人全体〕

【収入の部】　　【単位：千円】

勘定科目（大）	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	備考
会費収入	29,622	29,622	29,622	29,622	
寄附金収入	3,479	3,479	3,479	3,479	
経常経費補助金収入	116,150	114,150	113,150	113,150	
助成金収入	1,000	200	200	200	
受託金収入	108,006	107,543	107,543	107,543	
事業収入	21,669	21,884	22,074	22,271	
貸付事業等収入	15,710	15,710	15,710	15,710	
共同募金配分金収入	17,281	17,332	17,384	17,436	
介護保険収入	629,743	636,040	642,400	648,824	
自立支援費等収入	76,008	76,008	76,008	76,008	
利用料収入	5,793	5,793	5,793	5,793	
雑収入	1,686	1,686	1,686	1,686	
受取利息配当金収入	145	145	145	145	
経理区分間繰入金収入	108,877	112,143	115,507	118,972	
施設整備等補助金収入	1,000	1,000	1,000	1,000	
積立預金取崩収入	21,765	9,000	9,000	9,000	
前期末支払資金残高	223,531	222,687	210,000	200,000	
収入合計（１）	**1,381,465**	**1,374,422**	**1,370,701**	**1,370,839**	

【支出の部】　　【単位：千円】

勘定科目（大）	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	備考
人件費支出	689,576	696,471	703,436	710,470	
事務費支出	60,672	60,854	61,036	61,219	
事業費支出	201,962	203,981	206,021	208,081	
貸付事業等支出	15,710	15,710	15,710	15,710	
助成金支出	7,028	7,028	7,028	7,028	
借入金利息支出	2,932	2,845	2,757	4,034	
経理区分間繰入金支出	108,877	112,143	115,507	118,972	
固定資産取得支出及び繰入金支出	22,878	10,000	10,000	10,000	
借入金元金償還金支出	2,211	13,236	13,236	13,236	
積立預金積立支出	25,000	19,787	13,159	15,000	
その他の支出	21,782	22,217	22,661	21,939	
流動資産評価減等による資金減少額等	150	150	150	150	
支出合計（２）	**1,158,778**	**1,164,422**	**1,170,701**	**1,185,839**	

当期末支払資金残高(1)-(2)	**222,687**	**210,000**	**200,000**	**185,000**	

社会福祉法人登米市社会福祉協議会　財政状況の推移（前期）

〔法人全体〕

【収入の部】　　【単位:千円】

勘定科目（大）	平成２１年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	備考
会費収入	30,038	29,715	29,409	29,445	
寄附金収入	4,433	3,890	5,652	3,479	
経常経費補助金収入	139,897	130,081	131,072	122,115	
助成金収入	800	230	3,625	2,954	
受託金収入	103,189	98,534	96,955	101,278	
事業収入	19,780	21,072	22,070	21,950	
貸付事業等収入	2,181	2,727	1,461	986	
共同募金配分金収入	15,594	17,767	33,892	16,621	
介護保険収入	413,078	406,704	532,315	629,743	
自立支援費等収入	37,479	46,628	53,794	63,228	
利用料収入	2,190	2,326	2,899	5,758	
補助事業等収入	2,421	8,384	7,740	0	
雑収入	1,848	2,078	3,626	13,342	
受取利息配当金収入	1,006	930	431	186	
経理区分間繰入金収入	63,228	74,222	89,073	109,569	
施設整備等補助金収入	0	180,694	16,336	19,841	
施設整備等寄附金収入	0	0	400	16,574	
借入金収入	0	279,200	0	0	
積立預金取崩収入	2,000	84,309	36,606	13,898	
その他収入	8,684	0	10,616	27,333	
前期末支払資金残高	131,924	142,050	145,417	183,299	
収入合計（１）	**979,770**	**1,531,541**	**1,223,389**	**1,381,599**	

【支出の部】　　【単位:千円】

勘定科目（大）	平成２１年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	備考
人件費支出	499,721	515,983	633,912	684,367	
事務費支出	42,363	76,827	55,197	58,896	
事業費支出	144,901	143,087	180,129	183,819	
貸付事業等支出	2,241	1,388	1,000	400	
助成金支出	5,012	5,524	6,267	6,215	
借入金利息支出	0	132	2,899	2,931	
経理区分間繰入金支出	63,228	74,222	89,073	109,569	
固定資産取得支出及び繰入金支出	5,561	513,477	33,935	63,904	
積立預金積立支出	55,751	36,549	15,609	26,674	
その他の支出	18,942	18,870	22,069	21,141	
流動資産評価減等による資金減少額等	0	65	0	152	
支出合計（２）	**837,720**	**1,386,124**	**1,040,090**	**1,158,068**	

当期末支払資金残高(1)-(2)	**142,050**	**145,417**	**183,299**	**223,531**	

語句説明（ 五十音別索引 ）

【あ】	**ＩＴ**	インフォメーション・テクノロジ（Ｉｎｆｏｒｍａｔｉｏｎ・Ｔｅｃｈｎｏｌｏｇｙ）の略で、情報技術のことをいいます。
	運営検討委員会	登米市社協の事務・事業の見直しを行い、効率的な執行を図るため本部職員・支所長等により構成される検討会議のことをいいます
	ＮＰＯ（民間非営利組織）	社会的な活動をする民間の非営利組織で、営利目的ではなく社会的貢献の志向をもつ組織のことをいいます。
	ＯＡ	オフィス・オートメーション（Ｏｆｆｉｃｅ・Ａｕｔｏｍａｔｉｏｎ）の略で、事務処理を機械化して、効率と生産性の向上を図ることをいいます。
【か】	**家族介護支援事業**	在宅で概ね1年以上寝たきり又は認知症高齢者を介護する家族介護者に対し、介護技術の向上また身体的・精神的負担の軽減を図ることを目的とした事業です。
	介護支援専門員(ケアマネジャー)	利用者からの相談に応じて、利用者の希望や心身の状態にあったサービスが利用できるよう導いてくれる介護の専門家のことをいいます。
	介護職員初任者研修	厚生労働省は介護職員の研修体系を見直しし、「訪問介護員２級養成研修」に代わる研修として、平成２５年度から開始されました。
	介護予防サービス	平成１８年の改正介護保険法により制定されました。要支援者(要支援１・２）が予防給付を受けて利用するサービスで、サービスを利用することにより重度化を防ぐことが目的とされています。
	キャップハンディ体験	ハンディキャップ（不利な条件）を持った人の状況を擬似体験することで、ハンディキャップのある人の置かれている状況や環境、障がいに対する理解を深める活動です。キャップハンディはハンディキャップの言葉を入れ替えたもので、「立場を入れ替えて考えよう」という思いが込められています。
	キャリアパス	資格の有無や熟練の度合いや職務遂行能力又は勤続年数などにより、どの程度の職位やポストにつけるか、という基準や要件を示した人事制度です。
	基幹的社協	宮城県社協より委託を受け、専門員・生活支援員を配置し、所管市町村における日常生活自立支援事業を実施、総括する社協のことをいいます。
	基準該当サービス	居宅サービス事業者や居宅介護支援事業者としての指定要件（法人格、人員、設備、運営基準）を一部満たしていないものの、市町村にとって必要とされ一定の水準を満たした場合、市町村の判断でそれらのサービスを介護保険の給付対象とすることができるという制度です。
	居宅介護支援事業所	都道府県の指定を受け、介護支援専門員を配置している事業所で、利用者が最適な介護サービスを受けられるよう相談を受けたり、各介護サービス提供者と調整を図ったりする在宅介護の拠点となる事業所です。
	緊急支援資金	資金の借り入れが困難な世帯であって、緊急的に生活資金として支援が必要な世帯に対し払い出しする資金で、登米市社協では善意銀行で対応しています。
	グループウェア	登米市社協の各支所及び事業所間や複数の職員がコンピューターを利用し、互いに協調して仕事を進めることを援助するための情報共有システムのことをいいます。
	ケアホーム	知的障がい者、精神障がい者、身体障がい者が「世話人等」の支援を受けながら地域のアパート、マンション、一戸建て等で、複数で共同生活する居住の場です。
	ケア会議	個人ごと又は世帯単位で困っていることについて、関係者が集まり支援について考える会議のことをいいます。
	軽度生活援助事業	概ね 65 歳以上のひとり暮らし高齢者又は高齢者のみの世帯に対し、軽易な日常生活上の援助を行うことにより、在宅での自立した生活の維持を可能にすることを目的とした事業です。
	コスト管理	企業等で、利益が生ずるよう収入と対比させて支出を管理することを言います。
	コミュニティＦＭ	地域のラジオ放送です。登米市ではH@！ＦＭ（はっとエフエム）の愛称で知られています。

【か】	**コミュニティ**	町村・都市・地方など、生産・自治・風習などで深い結びつきをもつ共同体（一定の地域性、共同性を有した社会）のことです。地域の共同体であることよりも地域住民の相互性を強調する場合は、地域コミュニティとカタカナ表記が主に使われます。
	雇用開発助成金	雇用安定のため求職者を雇いいれた事業主に対して交付される助成金です。
	高齢化率	総人口に対し６５歳以上が占める割のことで、7 パーセントを超えると高齢化社会。14 パーセントを超えると高齢社会、21 パーセントを超えると超高齢社会であるといわれます。
	子育て支援センター	地域の子育て家庭に対する育児支援を行うことを目的とし、下記の事業を行うセンターです。 ①　子育て家庭等に対する育児不安等についての相談指導 ②　子育てサークル等への支援 ③　地域の保育需要に応じた特別保育事業等の積極的な実施・普及促進及びベビーシッターなどの地域の保育資源の情報提供等 ④　家庭的保育を行う者への支援など
【さ】	**債権管理**	債権の回収を法律上確実に行っているかを管理することをいいます。
	災害ボランティアセンター	災害発生時のボランティア活動を効率よく推進するための組織。平常時においても常設されている組織がいくつかあり、この場合は、災害予防に関するボランティアの養成や市民向け防災教育訓練、防災啓蒙活動を行うボランティアの拠点の性格も有します。
	サブセンター	各支所のボランティアセンターの呼び名
	指定管理者制度	公の施設の管理を、市議会の議決を経て指定された民間事業者を含む幅広い団体（指定管理者）に委ねることができる制度のことをいいます。
	施策（しさく、せさく）	行政等の責任者が計画や対策を立てて実際に行う事などをいいます。
	Ｊボラ体験隊	中学生及び高校生を対象に福祉の職場やボランティア活動の体験を通し、自立心や社会性を育む機会を設けることを目的とした事業です。内容は保育所・幼稚園・障がい者施設・福祉施設等での職場体験や、街角クリーン作戦・イベント・盲導犬募金・仮設住宅支援ボランティア活動、手話・点字講座など多種多様です。
	児童館	児童館は、児童に健全な遊びを与え、その健康を増進し、または情操を豊かにすることを目的として設置されています。また、子ども会、母親クラブ、放課後児童クラブ（放課後児童健全育成事業）などの地域組織活動の基地としてその育成指導を行うとともに、地域の実情に応じて、放課後児童の居場所づくりとして、保護・育成・指導をおこなっている所です。
	住民自治組織	市町村内の各地域で自発的に組織される『町内会』のことをさします。
	人事考課制度	組織の目標を達成できるような人材を育成できるよう、現状の課題を上司が一緒に考え、部下本人の気づき・力量のアップを支援する制度です。
	社会福祉士	身体または精神障害のある方や日常生活を営むのに支障がある方の相談に応じ、助言及び指導を他の保健医療機関関係者と連絡及び調整し援助を行う社会福祉専門職です。
	社会福祉法人格	社会福祉事業を行うことを目的として、社会福祉法の定めるところにより設立された法人であり、定款について都道府県及び市の許可を得、設立の登記を行う必要があります。
	主任介護支援専門員	介護支援専門員の業務について十分な知識・経験をもつ介護支援専門員のうち、ケアマネジメントを適切かつ円滑に提供するために必要な知識・技術を修得した上級者をさします。平成 18 年度に新設された職種で、原則として介護支援専門員の実務経験が 5 年以上あり、所定の専門研修課程を修了することが条件になっています。
	主任介護支援専門員配置加算	介護保険における居宅介護支援事業の介護報酬加算の１つで、主任介護支援専門員を配置している事業所に報酬が加算になる制度のことをいいます。
	住民ニーズ	住民の生存や幸福・充足を求めるための身体的・精神的・経済的・文化的・社会的要求のことをさします。

【さ】	**小地域ネットワーク活動**	日常生活の中で何らかの支援（例：声掛け、話し相手など）を必要としている方々に対し、隣近所や友人、ボランティアなどの小地域（例:行政区の各班）単位で関係機関と協力しながら、地域住民が自分たちでできる助け合い活動のことです。
	障害者自立支援法	平成１７年に成立した法律で、以下の４点を目的に制定されました。 ①　３つの障害(身体・精神・知的)施策の統一 ②　市町村を提供主体としたサービスの一元化及び支給決定手続きの明確化 ③　新しいサービス体系 ④　サービス利用にあたっての定率の利用者負担の確立。 しかし、制定から８年後の平成２５年４月１日から、「障害者自立支援法」を「障害者総合支援法」と変更するとともに障害者の定義に難病等を追加し、平成２６年４月１日からは、重度訪問介護の対象者の拡大、ケアホームのグループホームへの一元化などが実施されます。
	スキルアップ	スキル（skill） とは通常、教養や訓練を通して獲得した能力のことです。日本語では技能と呼ばれることもあります。 スキルアップとは、仕事等で必要な技術や資格などをはじめ、訓練して技能を身につけ自己啓発することをいいます。
	成年後見制度	認知症や知的・精神障がいなどにより、判断能力が十分でない方の預貯金管理や日常生活の契約などを、家庭裁判所により選任された成年後見人等が保護・支援する制度です。この成年後見人等には、本人の親族以外に法律の専門家や福祉関係の法人等（法人後見）も選ばれることがあります。
	生活安定資金	低所得者に対し小口の生活資金を貸し付けする制度です。（特別限度額７万円）
	生活復興支援資金	平成２３年３月１１日に発生した東日本大震災により、被災した低所得世帯に当面の生活に必要となる経費等の貸付を行うことにより、生活の復興を支援するための資金です。
	生活福祉資金	低所得者・障害者または高齢者世帯に対し資金の貸し付けと必要な相談支援を行うことにより、安定した生活を送れるよう支援する制度です。
	善意銀行	市民から金品の寄付を預かり、必要に応じて市民福祉充実のために払い出しする事業です。
	相談支援事業所	障がいのある方や、その家族の生活や支援に関する相談に応じるとともに、関係機関との連携の下、障がいのある方の身近な地域において、安心して生活できる地域の支援体制をつくることを目的とした相談所です。
【た】	**男女共同参画社会**	男女が互いにその人権を尊重しつつ責任を分かち合い、性別にかかわりなくその個性と能力を充分に発揮することができる社会のことをいいます。そしてこの理念を実現するために「男女共同参画社会基本法」が制定され、平成１１年６月２３日に公布・施行されました。
	地域福祉活性化事業	地域で開催する福祉事業に対し、会費納入世帯数に応じた助成を行い、登米市社会福祉協議会の事業及び存在意義の啓発を目的とした事業です。
	地域指定福祉教育推進事業	宮城県社会福祉協議会からの指定事業です。福祉と教育を通じて、子どもと地域住民が様々な活動を通し日常的にかかわれる場をつくりながら互いに学びあい、地域の課題等を見つけながら地域に根付いたまちづくりを行う事業で、平成２２年度から３ヶ年登米市社協石越支所が指定を受けました。
	地域生活支援センター	障害者の自立を目指し、就職先のあっせんや生活相談などを行う、厚労省に選ばれた民間施設です。養育指導や行政制度の利用支援も含めた広範的サポートを行っている法的には相談支援センターとなっています。
	地域福祉サポートセンター	在宅の認知症高齢者や、知的障害・精神障害者の方で、日常生活に不安等をお持ちの方の様々な相談に応じ、くらしのサポートを専門員と支援員を配置して行うところです。愛称「まもり～ぶ」と呼ばれています。
	地域包括支援センター	平成 18 年度の介護保険法改正により設けられた、高齢者への包括的支援を行う機関です。地域の高齢者の実態把握や虐待防止などの権利擁護を含む総合相談窓口機能を持ち、介護予防ケアマネジメントや、包括的で継続的なケアマネジメントを基本機能とし、保健師、社会福祉士、主任介護支援専門員といった専門職で構成されます。（＊ケアマネジメント・・・介護等の福祉分野で、福祉や医療などのサービスと、それを必要とする人の要望をつなぐ手法のことをいいます。）

【た】	**地域密着型**	平成18年度より介護保険法において地域での生活の継続を支援することを目指して創設されました。サービスの基盤整備は市町村単位で行われ、当該市町村に居住する住民のみが利用可能となります。
	地区委員会	登米市社協の各支所に配置し、当該地域の総合的な地域福祉の充実と発展のための施策や社協事業推進の評価等について協議します。
	登米市介護保険事業計画	高齢者介護の姿を念頭に置きながら、高齢者数及び要介護等認定者数を推計し、高齢者の自立支援と持続的な介護保険運営を目指し、総合的な介護予防システムをはじめ、地域ケア体制、認知症ケア体制の確立について登米市で定めた計画です。
	登米市障害者計画	福祉サービスの障害者自立支援法への移行を進めながら、登米市の基本理念として掲げる「だれもが自分らしく笑顔で暮らせるまちとめ」の実現に向け策定された、各種障害福祉施策　（第１期平成１８年度～平成２０年度、第２期平成２１年度～平成２３年度、第３期平成２４年度～平成２６年度）です。
	登米市地域福祉計画	地域福祉の取り組みを計画的に推進する指針としてまとめたもので、住民の皆さんの意見を取り入れながら、登米市が目指す地域福祉の実現に向け策定された計画です。
	特別養護老人ホーム	老人福祉法の規定により、原則として６５歳以上の方で、身体上又は精神上著しい障害があるために常時介護を必要とし、かつ在宅生活が困難な方が入所する施設をいいます。施設では日常生活上の世話や健康管理、金銭管理等幅広いサービスを提供します。
【な】	**日常生活自立支援事業**	認知症高齢者や知的・精神障害者など判断能力が十分でない方の福祉サービス利用の相談・手続きなどを援助する事業です。利用者本人と契約を行うため、契約について判断できる能力が必要です。
	ネット（ワーク）	網の目のように作った組織、系列、つながりそのもので、福祉の社会では、支援の必要がある人に対し、関係機関・団体・地域住民が網の目のように横のつながりを持ち、支える様をさします。
	ネグレクト化	無視・放置すること 児童虐待、障害者虐待、高齢者虐待のひとつであり、子供に対するそれは育児放棄（いくじほうき）ともいいます。ネグレクトの原義である「怠慢・粗略」「無視・軽視」から生まれています。
【は】	**ハートフルベンダー**	共同募金の減少により考案されたもので、飲料水の自動販売機に募金機能を持たせたもので、飲料水を購入すると自動的に募金される仕組みになっています。
	配食サービス	調理が困難な高齢者に対し、栄養バランスのとれた食事を調理し、居宅を訪問し提供することによって健康維持及び日常生活安定を確保するサービスです。
	ＰＣ	パーソナルコンピュター（ＰｅｒｓｏｎａｌＣｏｍｐｕｔｅｒ）の略で、個人用コンピューターのことです。一般的にはパソコンと呼んでいます。
	福祉医療機構	特殊法人等改革により、社会福祉・医療事業団の事業を承継して、平成15年10月1日に福祉の増進と医療の普及向上を目的として設立された独立行政法人です。
	福祉活動推進員	登米市社会福祉協議会の円滑な運営を図るために市内各行政区に数名を委嘱し、地域福祉活動を推進していただく方々です。
	福祉講座	住民を対象とした講座で、ボランティア活動体験や学習をすることにより、思いやりの心を育むことを目的とした事業です。
	福祉用具（福祉機器）	心身の機能が低下し日常生活を営むのに支障がある高齢者や、心身障がい児・者の日常生活上の便宜を図るための用具や機能訓練のための用具、補装具を指します。ちなみに「福祉用具」は法で定められた用語です
	法人後見	適正な財産管理や法律行為ができない人に対して、法人がその身分や財産を管理保護することをいいます。
	訪問介護員（ホームヘルパー）	介護を要する高齢者及び障害児（者）等の居宅で、入浴・排せつ・食事などの介護、又は、調理・洗濯・掃除などの家事、もしくは生活等に関する相談・助言など在宅での日常生活を支えるサービスを提供する職業のことをいいます。
	ボランティア協力校指定事業	学童・生徒の頃から、児童・高齢者・障がい者等との交流や福祉活動又はボランティア活動を体験することにより、子どもたちがさまざまな人々を自然に受け入れ、交流できる態度や福祉への関心を育むことを目的として学校を指定する事業です。

【ま】	**マニュアル(手引き書)**	ある条件に対応する方法を知らない者（初心者）に対して示し、教えるための文書です。人間の行動や方法論を解説したものとしては、社会や組織といった集団における規則（ルールなど）を文章などで示したもので、一般に箇条書きなどの形でまとめられ、状況に応じてどのようにすべきかを示してあります。
	マンパワー	人的資源・労働力のことをいいます。
	ミニデイサービス	高齢者が集会所等の身近なところでお茶飲み会や、生活指導（養護・健康チェック・機能訓練）等を利用者の要望及び地域の実情に応じたサービスを行うことにより、在宅高齢者の心身機能の維持・向上及び積極的な社会参加と生活の活性化を図るサービスです。
	民生委員・児童委員	民生委員は厚生労働大臣（都道府県知事が推薦）の委嘱で、児童委員(県知事の委嘱)を兼ねています。任期は３年で、住民の生活状況の把握、要援助者の自立への相談や助言・援助を行い、社会福祉事業者または活動者と密接な連携と活動支援を行い、福祉事務所や他の関係行政機関の業務への協力を行うものとされています。 また、児童委員は、地域の子どもたちが元気に安心して暮らせるように、子どもたちを見守り、子育ての不安や妊娠中の心配ごとなどの相談・支援等を行います。また、一部の児童委員は児童に関することを専門的に担当する「主任児童委員」の指名を受けています。
	モニタリング	監視することや、観察し記録することを意味し、サービスについての感想や評価を調べることです。 日常的かつ継続的に点検することが望ましく、説明責任を果たすためにも、サービスの提供課程を管理し、その評価基準を明確にした上で、業務遂行状況を確実に監視することが必要です。モニタリングでは「認識・評価」が重要であり、これが継続的に同じ視点で行われなければなりません。
【や】	**ユニバーサルデザイン**	年齢や障がいの有無にかかわらず、最初からできるだけ多くの人が利用可能であるように都市や生活環境を作っていこうという考え方をいいます。
	要介護状態	６か月間続いて常に介護が必要だと見込まれ、５段階の要介護状態の区分のいずれかにあてはまる状態のことをいいます。
	要介護認定調査	介護保険の被保険者が介護保険の給付を受けるために、保険者である市町村が行う認定作業で、要介護状態にあるかどうか、その程度（要介護度）について調査を行います。要介護認定の方法は、市町村職員等が訪問により調査をおこないます。
【ら】	**ローリング**	計画の実行⇒分析・評価⇒計画の修正・実行というサイクル（循環）を 繰り返していく方法のことを言います。

登 米 市 地 域 福 祉 活 動 計 画
登米市社会福祉協議会強化発展計画
登 米 市 社 会 福 祉 協 議 会 財 政 計 画

平成２５年４月発行

社会福祉法人登米市社会福祉協議会
住　　所　〒987－0513
宮城県登米市迫町北方字大洞 45 番地 3
電話番号　０２２０－２１－６３１０
Ｆ　Ａ　Ｘ　０２２０－２１－６３２０
ﾎｰﾑﾍﾟｰｼﾞ　http:// tome-shakyo.jp /
電子ﾒｰﾙ　honbu@tome-shakyo.jp